

川本町過疎地域自立促進計画

(平成22年度～平成27年度)

島根県川本町

川本町過疎地域自立促進計画

目 次

1. 基本的な事項	
(1) 川本町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	9
(4) 地域の自立促進の基本方針	12
(5) 計画期間	16
2. 産業の振興	
(1) 現状と問題点	17
(2) その対策	24
(3) 計画	28
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1) 現状と問題点	29
(2) その対策	31
(3) 計画	33
4. 生活環境の整備	
(1) 現状と問題点	34
(2) その対策	40
(3) 計画	44
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現状と問題点	45
(2) その対策	51
(3) 計画	53

6. 医療の確保	
(1) 現状と問題点	5 4
(2) その対策	5 5
(3) 計画	5 5
7. 教育の振興	
(1) 現状と問題点	5 6
(2) その対策	6 0
(3) 計画	6 2
8. 地域文化の振興等	
(1) 現状と問題点	6 3
(2) その対策	6 3
(3) 計画	6 5
9. 集落の整備	
(1) 現状と問題点	6 6
(2) その対策	6 6
(3) 計画	6 7

1. 基本的な事項

(1) 川本町の概況

① 自然的な条件

本町は、中国山地の北斜面、島根県のほぼ中央部に位置する典型的な中山間地域であり、総面積 106.39k m²で・東西に 16.5 km・南北に 10.5 km の台形を成している。

町の中央部には、北東から南西に向かって約 14.2 km にわたり、中国地方随一の「江の川(上流広島県山県郡北広島町(旧大朝町)、総延長 192.0 km)」が貫流し町を東西に二分している。

町の総面積のうち、約 83% は山林が占め、更に、町を貫流している江の川の沿岸部は、浸食によって起伏に富んだ急峻で複雑な地形を成している。

町の中心部は、この川によって浸食された山麓に位置し、下流に向かって左岸側沿いに狭小で卵形な沖堆積地にあり、その南側背後地には、標高 24m から 718m(高堀山)と急峻な山を控えているが、反面、対岸の江の川以北は、標高 200m ~ 482m(円山)と比較的だらかな準平原が広がる町内随一の穀倉地帯である。

気候は、山陰特有の低温多湿型で日照時間も短く、年間の平均気温は 13.5 度 ~ 14.0 度程度、降水量は年間 1,700mm ~ 2,000mm 前後である。特に冬季は雨が多く、12 月 ~ 3 月の初旬にかけては、20cm ~ 30cm 程度の積雪がある。

② 歴史的な条件

本町の近世歴史的背景は、江戸中期から明治にかけて繁栄した「たら製鉄」の生産地として、はやくから町が形成されたことによって、石東地方一帯の中心地であった。これは、中国山地の花崗岩に包まれた豊富な磁鉄鉱資源と、燃料としての木炭生産が盛んであったことや、これらの集積に便利な江の川が水運路として利用され、その結果、本町が中継地として発展したものである。また、天領行政の開始とともに、川本が銀山領に編入され、口番が設けられたことを契機に、明治 5 年には邑智郡役所が置かれ、その後、国・県の出先機関が集積されたことによって、古来より地方の中心地として、邑智郡の行政・経済の中心的な役割を担う町として発展してきた。

川本町は、昭和 30 年 4 月、旧川本町・川下村・三原村・三谷村が合併し、翌、昭和 31 年 9 月、祖式村の一部を編入した。

近年では、平成 11 年の合併特例法の改正により全国的に市町村合併が進む中、本町も平成 14 年 5 月に「邑東合併推進協議会」へ加入した。同年 7 月には法定協議会を設置し、邑智町・大和村との合併を目指したが、平成 15 年 12 月に合併を断念し、単町での存続を選択した。

③ 社会的な条件

本町の交通機関は、島根県江津市と広島県三次市を結ぶ JR 西日本三江線、石見交通バス

による広島市と大田市方面を結ぶ路線がある。

主要道路は、陰陽を結ぶ国道 261 号が本町の南西端を通過し、これに連絡する主要地方道川本波多線が町の中心部を走っている。各主要都市部との距離的条件は、本町から県都松江市までは、約 100km の距離にあり、自動車で 2 時間程度の所要時間である。また、近郊の都市部としては、出雲市まで 80 km・大田市まで 36 km・江津市まで 34 km・浜田市まで 54 km の距離にある。邑智郡と県境を接する広島県との距離は、国道 261 号の改良・中国縦貫自動車道・中国横断自動車道広島浜田線の開通などによって大きく時間が短縮されている。これによって、広島市までは 96 km と松江市とほぼ同距離でありながら、所要時間は 1 時間 30 分程度である。

現在、本町には邑智郡の広域行政組織である邑智郡総合事務組合、邑智郡広域振興財団等があり、邑智郡の広域行政の役割を担っている。また、国の機関として、公共職業安定所、国土交通省浜田河川国道事務所川本出張所、簡易裁判所、川本区検察庁、県の機関として川本警察署、県央県土整備事務所等がある。国の機関においては、平成 22 年 4 月から法務局が浜田へ、県の機関においては、平成 17 年 4 月から健康福祉センター・総務事務所が浜田へ、保健所が大田に統合される等、地方機関の見直しが進められており、今後も本町の公的機関が減少していくことが考えられる。

④経済的な条件

比較的活発であった第 3 次産業をはじめとして、基幹産業と言われる第 1 次産業、経営基盤の弱い中小企業を中心とした第 2 次産業のいずれも、地域の人口減少や労働者の高齢化・後継者不足などによって衰退傾向にある。このことは、産業別就業人口の推移や町内総生産額のいずれを見ても、一貫して産業活動の現状は下降傾向で、本町の経済活動や地域の活性化にも大きな影響を及ぼしている。このような現状の中、農林業は、経営耕地規模が小さな零細農家が多く、しかも、兼業化の進行・従事者の高齢化・後継者不足・国際的な市場開放と農産物の自由化などによる社会的要因や、これから農林業行政の不透明さも影響して、生産者の意欲は減退傾向にある。

第 2 次産業の中でも就業者人口が多いのが建設業であり、従来からの公共投資が町の経済にとって大きなウェートを占めていた。しかし、近年は公共事業が大幅な縮小傾向にあり、町経済に及ぼす影響が懸念される。

製造業は、江の川流域の治水事業に支えられたコンクリート製品、森林資源に支えられている製材業、下請け形態の縫製工場などがあるが、いずれも零細なものである。

本町の商業活動は、国・県等の行政機関の集積によって支えられていたために、これまで近隣の町村と比較すれば、優位な中で展開してきた。しかし、旧国鉄・旧日本電信電話公社の民営化に伴う事業所の規模縮小や、省庁の再編や統廃合による営林署・食糧事務所・統計情報事務所等、出先機関の撤退が行われた。さらに、平成 17 年 4 月には県の地方機関の見直

しにより健康福祉センターや総務事務所が統合され、平成 22 年 4 月には法務局が統合された。こうした消費人口の減少は、過疎化に一段と拍車をかける結果を招き、これからの地域経済活動に大きな不安をもたらしている。

⑤過疎の状況

本町では過疎地域対策緊急措置法が制定された昭和 45 年以来 30 年にわたり、道路・住宅等の生活環境整備や魅力あるまちづくりを推進するための文化環境施設整備に努めてきたほか、邑智郡広域振興財団や邑智郡町村総合事務組合を設立するなど広域的な取組みの中心を担ってきた。

これらの取組みにより住民の生活環境は大幅に改善されているが、若者の流出等による人口の減少には歯止めがかからず、昭和 45 年の国勢調査人口の 7,213 人が、平成 17 年の国勢調査では 4,324 人まで減少した。また、平成 22 年 9 月末の住民基本台帳人口は 3,878 人であり、今後もこの傾向は続く見込みである。

特に国による旧国鉄、旧日本電信電話公社の民営化と、省庁再編とともに地方機関の撤退等の要因が大きい昭和 60 年から平成 2 年にかけては△ 10.0 % の減少率を示したが、平成 17 年度から平成 22 年度にかけても、国県の地方機関の見直し等により本町独特の課題が大きな人口減少の要因となっている。

また、これらの人ロの減少は、産業の担い手不足、集落の機能低下等、様々な方面で深刻な問題を提起している。

⑥社会経済的発展の方向性

景気の低迷が続き、低経済成長が見込まれる中で、本町を取り巻く社会・経済環境は、人口減少と少子高齢化の進展、社会構造の変革、経済のグローバル化、価値観や生活様式の多様化など、あらゆる面で変化しつつある。

そのような中、高齢化に伴う後継者不足等により本町の産業はおむね停滞傾向にあり、この状況を打破するためには、地域に内在する産業の活性化と、新たな付加価値を有する産業の創出が必要となっている。

そのためには、新しい発想のできる人材の育成・事業者間の交流や連携による新規事業・新分野への進出等を支援し、本町が有する潜在的な力を活用した産業の育成が求められている。

また、これから本町の産業振興にとっては、高度情報化に地域産業が的確に対応していくことが重要な課題であり、地域産業の発展に向けた情報化の進展が必要となっている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、過疎地域対策緊急措置法が制定された昭和 45 年の国勢調査（7,213 人）以来、平成 17 年の国勢調査（4,324 人）までの 35 年間で 2,889 人が減少しているが、国の出先機関が撤退した昭和 60 年から平成 2 年に 10.0 % の減少率を示して以来は、△ 6 ~ 8 % と比較的の穏やかな減少率を示していた。

しかしながら、平成 17 年度に県の出先機関である健康福祉センターや総務事務所が他に統合される等、地方機関が見直されたことにより、平成 17 年度から平成 22 年度の減少率も 10% 程度となることが予想される。

年齢別にみると、若年層である 15 歳から 29 歳までの人口は、昭和 45 年から平成 17 年までの 35 年間で 866 人（△ 67 %）減少しており、特に平成 12 年から平成 17 年にかけては 421 名（△ 31.4 %）減となっている。平成 7 年から平成 12 年には 0.3 % 増と明るい兆しもみえたが、若年層の減少は大きな課題である。

14 歳以下の年少人口は、昭和 45 年から平成 17 年までの 35 年間で 1,219 人（△ 73.1 %）減少しており、幼稚園の廃園や、小学校統合の大きな要因となっている。

一方 65 歳以上の高齢者人口をみると、昭和 45 年の 834 人が平成 17 年には 1,663 人となり、829 人（99.4 %）増加している。また、昭和 45 年に 11.6% であった高齢化率も平成 22 年 9 月末時点では 40.9% となり 5 人に 2 人が高齢者という超高齢化社会を迎えており、しかしながら、平成 12 年度から平成 17 年度にかけては 5 名の減とほぼ横ばいであり、今後は高齢者の人口も減少していくことが予想される。

本町には国・県の官公庁が集積している関係上、昼間人口が人口を大きく上回る傾向にある。しかしながら、昼間人口も官公庁の出先機関の撤退とともに大きく減少し、昭和 45 年から平成 17 年までの 35 年間で 3,305 人減少している。

平成 20 年度には、減少する人口に歯止めをかけるため、町全体で「キープ 4000 プロジェクト」に取り組み、平成 22 年 10 月の国勢調査人口 4,000 人を目指に掲げて様々な取り組みを行ってきた。人口 4,000 人を維持することは困難であったが、その間多くの U I ターン者を迎えることができ、一定の成果をあげることにつながったと思われる。現在では島根県も定住対策を主要施策として掲げており、本町も引き続き人口の減少に歯止めをかけるよう取り組み続けていく必要がある。

② 産業構造及び各産業別の現状と今後の動向

本町は歴史的な背景や社会的環境等から、第 3 次産業を中心とした産業構造となっている。産業生産額 101 億 3400 万円のうち、第 3 次産業が 72 億 4200 万円と産業全体の 45.1 % を占め、次いで第 2 次産業の 16.3 %、そして第 1 次産業の 1.7 % となっている。

平成 17 年の産業別就業人口比率(表 1-1(3))から見ても、半数以上は第 3 次産業であり、次いで第 2 次産業、第 1 次産業となっている。昭和 45 年には第 1 次産業が最も大きな比率を占めていたが、昭和 50 年には第 3 次産業に次ぐ 2 番目の産業となり、さらに平成 2 年には第 2 次産業を下回り、以降最も低い比率を占めている。

本町の第 1 次産業は、零細で小規模な農林業経営が主体であり、後継者不足も深刻化している。また、中山間地域では経営規模を拡大して生産を高めていくことは困難であり、少量で高収入の上がる作物への転換と生産方法の確立が必要である。今後は本町の独自性を活かしながら、健康志向・安全志向の高まりなど多様化する消費者の需要に応える農産物の生産や、観光との連携による地域資源としての価値の創出が必要となる。

第 2 次産業は、建設業が主であり、事業所数、従業員数ともに多く本町の産業を支えているが、平成 16 年度以降、公共事業が激減しており、地域経済に与える影響が不安視される。

第 3 次産業は、本町に国・県の地方機関が多数存在してきた歴史的背景から、近隣に見られない商店街を形成してきた。しかし、車の普及に伴う住民の生活圏の拡大による商店街の空洞化が深刻な問題となっており、空店舗の利活用や駐車場の整備、消費者のニーズを取り入れた魅力的な商店街を形成していくことが重要な課題である。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人
	9,632	8,507	△ 11.7	7,213	△ 15.2	6,803	△ 5.7	6,303	△ 7.3	
0歳～14歳	3,057	2,263	△ 26.0	1,667	△ 26.3	1,431	△ 14.2	1,235	△ 13.7	
15歳～64歳	5,766	5,414	△ 6.1	4,712	△ 13.0	4,407	△ 6.5	4,015	△ 8.9	
うち15歳～ 29歳(a)	1,977	1,713	△ 13.4	1,287	△ 24.9	1,194	△ 7.2	921	△ 22.9	
65歳以上(b)	809	830	2.6	834	0.5	965	15.7	1,053	9.1	
(a)／総数 若年者比率	%	%		%		%		%		
	20.5	20.1	-	17.8	-	17.6	-	14.6	-	
(b)／総数 高齢者比率	%	%		%		%		%		
	8.4	9.8	-	11.6	-	14.2	-	16.7	-	
昼間人口	-	-	-	8,026	-	7,623	△ 5.0	7,039	△ 7.7	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	6,123	△ 2.9	5,512	△ 10.0	5,099	△ 7.5	4,786	△ 6.1	4,324	△ 9.7
0歳～14歳	1,098	△ 11.1	886	△ 19.3	709	△ 20.0	550	△ 22.4	448	△ 18.5
15歳～64歳	3,825	△ 4.7	3,248	△ 15.1	2,861	△ 11.9	2,566	△ 10.3	2,213	△ 13.8
うち15歳～ 29歳(a)	876	△ 4.9	714	△ 18.5	612	△ 14.3	614	0.3	421	△ 31.4
65歳以上(b)	1,200	14.0	1,378	14.8	1,529	11.0	1,668	9.1	1,663	△ 0.3
(a)／総数 若年者比率	%		%		%		%		%	
	14.3	-	13.0	-	12.0	-	12.8	-	9.7	-
(b)／総数 高齢者比率	%		%		%		%		%	
	19.6	-	25.0	-	30.0	-	34.9	-	38.5	-
昼間人口	6,833	△ 2.9	6,078	△ 11.0	5,587	△ 8.1	5,365	△ 4.0	4,721	△ 12.0

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成21年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 4,756	—	人 4,342	—	% △ 8.7	人 3,938	—	% △ 9.3
男	2,299	% 48.3	2,073	% 47.7		1,857	% 47.2	
女	2,457	% 51.7	2,269	% 52.3		2,081	% 52.8	

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 5,093	人 4,435	% △ 12.9	人 4,190	% △ 5.5	人 3,691	% △ 11.9	人 3,473	% △ 5.9	
第一次産業	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
就業人口比率	52.9	45.7		44.1		31.2		24.5		
第二次産業	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
就業人口比率	11.4	14.1		12.2		20.5		23.2		
第三次産業	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
就業人口比率	35.7	40.2		43.7		48.3		52.3		

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,381	% △ 2.6	人 2,933	% △ 13.3	人 2,756	% △ 6.0	人 2,457	% △ 10.8	人 2,114	% △ 14.0
第一次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	25.0		20.6		19.4		15.5		16.3	
第二次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	21.9		24.8		24.3		22.4		19.7	
第三次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	53.1		54.6		56.3		61.9		64.0	

(3) 行財政の状況

① 行 政

地方公共団体を取り巻く状況は、地方分権の推進や国における構造改革の推進等、様々な社会情勢の変化に伴い大きく変化してきている。また、住民の価値観や生活の多様化に伴い、行政に対する要望等も多岐複雑化してきている。

本町はこれまで、平成17年度には第2次行財政改革大綱を策定し、平成17年度から平成21年度にかけて、事務事業の効率化・高度化、職員定数の定員管理及び給与等の適正化、組織機構の見直し等を行ってきた。

また、平成22年度に策定した第3次行財政改革大綱においては、第2次行財政改革の検証結果を反映させるとともに、行政評価手法の新たな導入により事業の成果に重点を置いて客観的に評価・検証を行い、そして評価の結果、明らかとなった課題を迅速に次の計画に反映させ改善を図ることによって、より効率的で住民に分かりやすい自治体経営を確立し、住民の満足度の向上を図ることを目指す。

② 財 政

現在の財政状況は国・地方とともに極めて厳しい状況である。そのような中、本町においても町税等の自主財源に乏しく、国・県からの地方交付税や補助金等に極端に依存した非常に脆弱な財政構造となっている。この地方交付税について、将来的にも予断を許さない厳しい状態となっており、加えて、本町のような過疎地においては、人口減少等による町税等の自主財源の先細りも予想されるところであり、中長期的にも一層の財政状況の悪化が懸念される。

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、地方交付税や町税が減少する一方、人件費や扶助費が増加していることから、今後においても高水準で推移するものと思われる。

このような財政状況を踏まえ、中長期的な財政運営を考慮し住民ニーズ、客観的必要性、緊急度、事務事業評価の活用など行財政全般にわたる歳出抑制に努め、将来の財政運営に配慮した財源の重点的、効率的な財政運営を行う必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成20年度
歳入総額 A	4,935,474	3,602,206	3,365,860
一般財源	3,423,143	2,577,233	2,507,491
国庫支出金	266,410	136,864	249,046
都道府県支出金	315,103	214,367	174,282
地方債	660,200	408,900	155,600
うち過疎債	214,900	52,000	6,400
その他	270,618	264,842	279,441
歳出総額 B	4,866,742	3,582,930	3,330,273
義務的経費	1,650,938	1,619,514	1,390,050
投資的経費	1,251,325	197,033	331,151
うち普通建設事業費	1,181,643	189,953	122,071
その他	1,964,479	1,766,383	1,609,072
過疎対策事業費	311,336	115,000	10,000
歳入歳出差引額 C(A-B)	68,732	19,276	35,587
翌年度へ繰越しすべき財源 D	33,549	0	6,356
実質収支 C-D	35,183	19,276	29,231
財政力指數	0.161	0.161	0.162
公債費負担比率	19.7	28.7	22.5
実質公債費比率	-	23.5	22.0
起債制限比率	9.9	13.6	6.6
経常収支比率	97.5	97.0	93.1
将来負担比率	-	-	138.5
地方債現在高	7,511,309	6,068,454	4,235,112

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成20年度末
市町村道					
改良率(%)	7.4	22.2	35.5	41.6	50.3
舗装率(%)	2.5	37.2	70.8	78.3	82.2
耕地 1ha当たりの農道延長(m)	161.7	198.9	74.6	69.8	144.5
林野 1ha当たりの林道延長(m)	5.2	6.0	4.1	4.0	1.2
水道普及率(%)	69.0	80.7	82.7	88.7	86.7
水洗化率(%)	—	—	—	31.8	42.8
人口千人当たりの病院、診療所の病床数(床)	0.0	19.0	21.0	18.2	21.6
小学校危険校舎面積比率(%)	28.4	0.0	0.0	0.0	0.0
中学校危険校舎面積比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

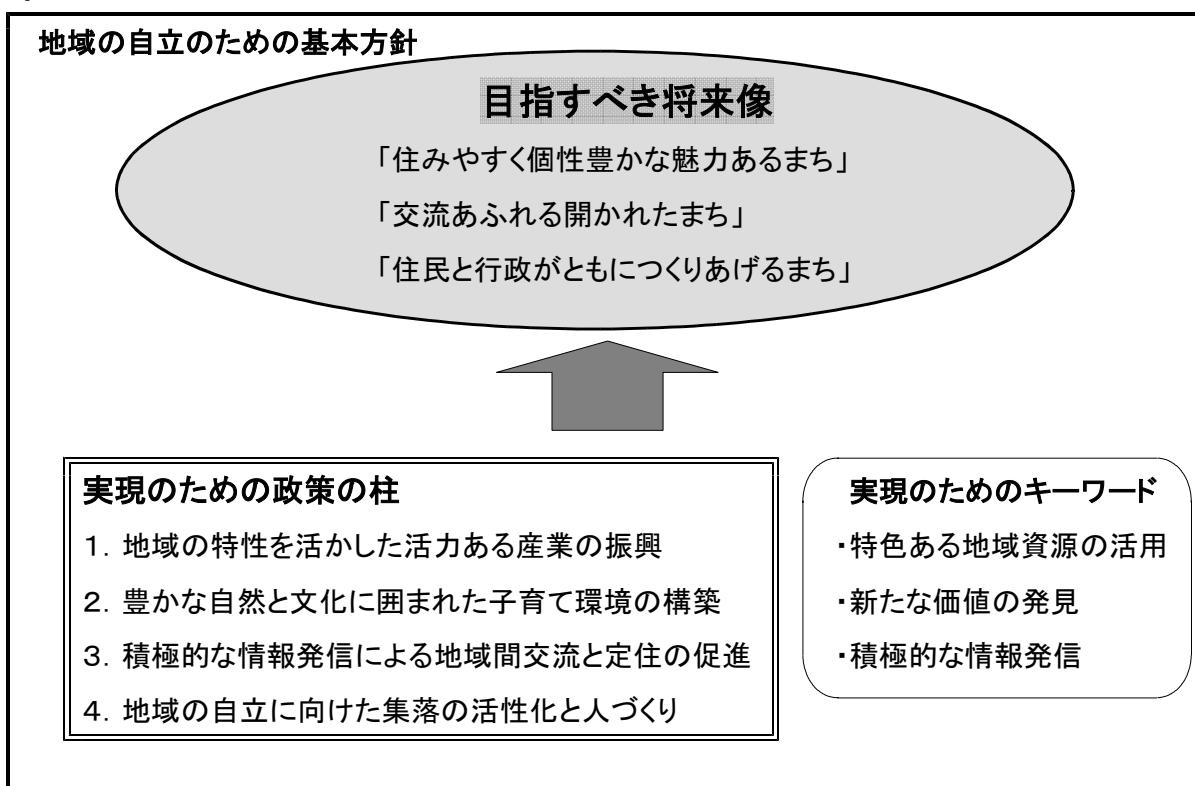
(4) 地域の自立促進の基本方針

① 従来の過疎対策と現状

本町は、昭和45年の旧過疎法の制定以来、道路、住宅、産業施設、農業集落排水施設、教育文化施設等、住民の生活向上のための様々な整備を行い、基礎的な生活条件を整えてきた。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、それに起因した地場産業の衰退、経済活動の低迷、地域集落の衰退、町財政の悪化等、依然様々な問題を抱えている。

これらの現状を踏まえて、本町の目指すべき将来像を以下のとおりとし、これを実現するために4つの政策の柱を掲げて、地域自立に向けた取組みを積極的に推進していくものとする。



② 目指すべき将来像

本町が後期過疎地域自立促進計画最終年である平成27年に目指す川本町の将来像を以下のとおりとし、それに向けた取組みを推進していく。

- 「住みやすく個性豊かな魅力あるまち」
- 「交流あふれる開かれたまち」
- 「住民と行政がともにつくりあげるまち」

□ 住みやすく個性豊かな魅力あるまち

本町では、過去35年にわたる過疎対策の中で、必要な生活基盤を整備してきた。しかし、町内においても生活基盤の格差が全て解消されたとはいえない状況である。「住みやすく」と

は、全ての住民が、保健、医療、福祉、教育、交通等様々な面で生活に対する不安を感じることのないまちづくりを目指すものである。

また、本町には豊かな自然、文化、産業をはじめ、長きにわたり取り組んできた「音楽の町」としての数々の資産等、都会や近隣市町村と比較して恵まれた環境を多数有している。これらを有意義に活かし、川本町ならではの特色あるまちづくりを行い、川本に生まれ育った子供達が「川本町に住み続けたい」と思うような魅力あるまちづくりに積極的に取り組んでいく。

□交流あふれる開かれたまち

「住みやすく個性豊かな魅力あるまち」を目指していく中で、これらの住民の満足感が川本町の中だけで終わってしまってはならない。都會に住む人々のためにも、この美しい自然や特色ある魅力を維持し積極的に情報発信することにより、都市と農村がそれぞれに足りない部分を相互に補完することが重要である。

また、交流を促すことにより、住民が積極的に他地域の良さを習得し、まちづくりに新たな発想を創出することや、他の住民に川本町の新しい魅力を発見してもらうことなど、多面的なメリットが考えられる。

□住民と行政が共につくりあげるまち

平成 11 年の合併特例法の改正により全国的に市町村合併が進む中、本町も近隣町村との合併を目指して準備を進めてきたが、住民と幾度もの協議を重ねながら議論した結果、平成 15 年 12 月に合併を断念することを決意し、単独町政の道を選択した。その結果、財政的には非常に厳しい道を歩むことになったといえる。

このような中で、この選択を住民と行政が共に手を携えながら歩んでいく「協働」の第一歩と捉え、それぞれが自らの役割を改めて見いだし、住民が「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識をもてるよう、住民の自主的活動への支援を行っていくほか、町政について住民に説明する責務を果たし、行政運営の透明性の向上に努めていく。

③実現のためのキーワード

これらの 3 つの将来像を実現するにあたり、様々な政策を行っていく必要があるが、これを実現するために以下の 3 つのキーワードを掲げる。

「特色ある地域資源の活用」

「新たな価値の発見」

「積極的な情報発信」

◇特色ある地域資源の活用

本町には、豊かな自然、文化・伝統芸能、豊富な農地、多くの公共施設等様々な地域資源が存在する。また、昭和 60 年に「音楽の町」宣言をして以来、「音楽」という川本町のブランドが貴重な資源として存在している。

本町に有する様々な資源を再度見つめ直し、それぞれに有効な活用方法を考えながら、将来像の実現を目指していく。

◇新たな価値の発見

時代の変化とともに人々の価値観が多様化していく中で、本町においても、長い間この地に存在していながらその価値に気づかずに入っているようなケースも少なくない。

特に、川本町に生まれ育った住民の価値と都会からの訪問客から見る価値は大きく異なり、眠っている川本町の新たな価値を発見するためには、都市との交流を積極的に行いながらその価値を見つけ出してもらうことが重要である。

◇積極的な情報発信

急速に進展する情報化社会の中で、本町の必要な情報基盤を整備してきたところであるが、これらの利用方法は、どちらかというと不足している情報を都会や他地域から入手することが主であるといえる。

今後は町の持つ資源や価値を積極的に情報発信していくことにより、過疎の魅力を都市に PRすることや、過疎の持つ課題を理解してもらうことが重要である。

また、これらの情報発信は産業振興、住民への広報・広聴、地域コミュニティ等様々な分野での効果を期待できることから、積極的な活用を検討していく必要がある。

④実現のための 4 つの政策の柱

目指すべき将来像の実現に向けて、以下の 4 つを政策の柱とし、3 つのキーワードを念頭に置きながら積極的かつ効果的に施策を実施していく。

1. 地域の特性を活かした活力ある産業の振興
2. 豊かな自然と文化に囲まれた子育て環境の構築
3. 積極的な情報発信による地域間交流と定住の促進
4. 地域の自立に向けた集落の活性化と人づくり

1. 地域の特性を活かした活力ある産業の振興

○基幹産業である農林業の活性化

本町が自立して発展し、魅力あるまちづくりを進めていくためには、町の基幹産業である農林業の活性化が必要不可欠である。しかし高齢化に伴う後継者不足の問題は深刻であり、将来を担う新しい層の人材育成が必要である。今後は学校や地域においても農林業に愛着や

興味を持てるような子育てや教育を一貫して行っていくことや、U・J・Iターンによる新たな担い手を町内外に求めること等により、新たな後継者を積極的に育成していく。

また、既存施設や地域に存在する様々な人的物的資源を有効に活用し、生産（1次）、加工（2次）、販売（3次）までの一貫経営である、いわゆる6次産業を目指した取組みを行い、付加価値の総合的な向上と所得の拡大を図っていく。

○邑智郡の中心として発展した商業の再生

本町の商業は、従来から行政の出先機関が存在したことから邑智郡の中心として栄えてきたが、近年はモータリゼーションの進行や道路網の整備、高度情報化等の様々な要因により、地元消費が低下するなど商業地としての機能が低下している。

今後、住みやすいまちづくりを推進するためには、高齢者や子供にとって利用しやすい地元商店街の活性化は必要不可欠であり、福祉や交流・観光といった他分野とも連携して魅力ある商業の振興を図っていく。

2. 豊かな自然と文化に囲まれた子育て環境の構築

○豊かな自然と文化の創造

本町は、山陰地方随一の江の川をはじめとする恵まれた自然環境の中で、水と緑が織りなす美しい風景を有するほか、郷土芸能や音楽を中心とした魅力ある文化等恵まれた環境を有している。これらは訪れる観光客に安らぎを与えるだけでなく、町の将来を担う子供達の健全な育成のためにも重要な役割を担っている。

これらの豊かな自然と文化を、地域と行政が一体となって守り育てていき、次世代の育成に最適な環境づくりを推進する。

○最適な子育て環境の構築

全国的に少子化の進行が深刻となっているが、本町もより一層深刻な状況である。

このような中、行政、地域、企業、学校等が一体となり、子供が健やかに育つ最適な子育て環境を構築する必要がある。

また、既存の自然や文化を活かしながら、雇用、居住、医療、福祉等を多面的に充実させ必要な生活基盤の整備を推進することにより、子育て環境の充実を図る。

3. 積極的な情報発信による地域間交流と定住の促進

○地域情報化の推進と情報発信

本町は、情報過疎の問題を開拓するため、平成14年度に町内全域で高速インターネットを利用できる情報通信基盤の整備や、学校間をネットワークで結びテレビ会議等の双方向通信を行うなどの教育活動支援を行ってきた。

平成21年度からは、町内全域を対象に光ファイバー網の整備を行い、平成22年度からFTTHを活用した電話、超高速インターネット等の光通信サービスの提供を行うとともに、難視聴対策や地域の情報化の一層の発展のために有線テレビのサービスを行うこととしている。

今後は、新たに整備する光通信網をいかに地域高齢者や子供達が活用できるかが重要であり、地域のITリーダーの育成や充実したIT講習等を行い、住民の情報リテラシー向上に努める。

また、この情報網を情報収集だけでなく、情報発信の手段として利用することによりこの地域の持つ魅力を外部にPRしていく。

○地域間交流と定住の促進

過疎地域において都市や他の地域と交流を進めることは、経済、社会、文化等に多面的な効果をもたらすものであり、姉妹都市交流だけでなく、子供、集落、各種団体等様々な分野での交流を支援していく。

また、U・J・Iターン者を積極的に受け入れるため、空き家等の有効活用による住環境の整備や雇用の促進等を図りながら、魅力あるまちづくりに向けて取り組む。

4. 地域の自立に向けた集落の活性化と人づくり

○地域コミュニティ活動の推進

住民が自ら主体的に活動する団体の育成強化を図るほか、これらの活動がまちづくりの原動力となるよう導き支援していく。

また、新たな地域コミュニティの仕組みづくりのため、集落支援員を各地域に配置し、各公民館を地域づくりの中心的な拠点とし様々な活動を行い、これらの活動が地域集落の自立につながるよう支援していく。

○集落の活性化と人づくり

住民が地域における自らの役割を認識し地域活動に積極的に参加するために、地域リーダーを育成するための研修会や生涯学習を充実させるほか、男女共同参画の促進により女性が地域において活動しやすい社会を実現する。

また、高齢化が進む小さな集落の崩壊を防ぐため、町内交通対策や町外へ向けた交通手段の充実、高齢者の生きがい支援等を充実させ、必要に応じて集落の再編を検討していく。

(5)計画期間

この計画の期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6カ年間とする。

2. 産業の振興

(1) 現状と問題点

① 農業

本町の総農家戸数は、平成 17 年に 465 戸となり 5 年前に比べて 81 戸減少している。販売農家戸数は、291 戸で、その内訳は専業農家 81 戸・兼業農家第 1 種は 14 戸・第 2 種は 196 戸である。5 年前と比較すると、販売農家戸数は 74 戸・専業農家は 9 戸減少し、兼業農家は第 1 種で 3 戸減少し、第 2 種で 62 戸減少している。農家経営耕地面積は平成 17 年には、244 ヘクタール・5 年前に比べると 89 ヘクタール減少しているが、これは国の農業政策による減反と高齢化によるものと思われ、農家 1 戸当たりの経営面積も大変零細な規模である。それに伴い、就業者に占める農業従事者の割合も低下してきており、平成 17 年では 15.6% となっている。

本町の農業は、高齢化・過疎化等により後継者や担い手不足が深刻であり、農業生産の停滞と農地の荒廃等が進行している。また、有害鳥獣被害が年々増加し、農作物への被害が深刻化している。このため農地の耕作放棄や耕作意欲が低下する要因となり、新たな農地の荒廃を生み出す深刻な問題となっている。

農業経営は零細なものでしかも兼業化が進む中にあって、米作を中心とした単一経営が高い割合を占めている。依然として米作に対する依存度が高いため、新たな農作物への取組はあまり見られず、農業生産の拡大は極めて厳しい現状にある。そのため、大豆・白ネギ・施設野菜・花き・西条柿・菌床椎茸・畜産・真鴨、に加えて、近年ではエゴマを本町の重点振興作物に位置づける等、米作中心から新しい農産物への転換を引き続き促進する必要がある。

このような状況を踏まえて、遊休農地の有効利用・米作中心からの作物転換・有害鳥獣対策が急務である。

耕作放棄地や休耕地を、集落営農組織や、認定農業者、担い手農家が中心となって耕作し、直売所において販売出来るような体制作りが必要である。また企業参入の促進を図り、直売所における直売だけでなく、都市への販売に結びつけて行くことが必要である。

資料－4－1

経営耕地面積の推移

(単位：ヘクタール)

年次	耕地面積			
	計	田	畠	樹園地
昭和50年	556	375	113	68
昭和55年	515	352	117	46
昭和60年	474	332	106	36
平成2年	419	310	83	26
平成7年	380	287	68	25
平成12年	333	262	53	17
平成17年	244	207	28	9

(資料：島根県統計書)

資料－4－2

経営規模別農家数

(単位：戸)

項目 年度	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総数	951	905	822	685	603	546	465
～0.3	278	304	292	211	182	184	176
0.3～0.5	207	186	169	138	128	116	88
0.5～1.0	336	288	238	226	183	165	135
1.0～1.5	93	85	80	69	71	53	45
1.5～2.0	26	28	23	27	22	13	8
2.0～3.0	8	9	13	9	10	10	7
3.0～5.0	3	4	6	3	6	4	4
5.0～	0	1	1	2	1	3	2

(島根県統計書)

資料－4－3

産業別就業者数

(単位：人)

年次	第1次産業				第2次産業	第3次産業	総数
	農業	林業	漁業	小計			
昭和50年	1,070	78	4	1,152	755	1,786	3,693
昭和55年	764	82	5	851	806	1,816	3,473
昭和60年	762	79	5	846	740	1,795	3,381
平成2年	545	54	6	605	727	1,600	2,932
平成7年	478	57	1	536	670	1,550	2,756
平成12年	351	30	1	382	551	1,529	2,462
平成17年	328	13	3	344	416	1,348	2,108

(資料：島根県統計書)

専・兼業別農家数の推移

(単位：戸)

年次	総世帯数	総農家数	専・兼業別		
			専業	第1種兼業	第2種兼業
昭和50年	2212	951	75	207	669
昭和55年	2127	905	127	110	668
昭和60年	2143	822	141	77	604
平成2年	1997	685	151	56	478
平成7年	1953	603	140	64	399
平成12年	1,924	546	90	17	258
平成17年	1,769	465	81	14	196

(資料：農林業センサス)

② 林業

本町の林野面積は、9,046haであり、総土地面積の85.0%を占めている。国有林面積は1,272ha、その内人工林面積は1,070haで人口林率は84.1%である。民有林面積は7,774ha、その内人工林面積は2,884ha、人口林率は37.1%である。森林所有構造を見ると、林家の山林保有規模は零細で、10ha未満の階層が61.0%を占めているので、今後の林業振興の具体的な取組にあたっては、これらを考慮した対策が本町の林業振興の重要な課題である。

しかし、近年林業をめぐる諸情勢は、国産材の価格の長期低迷と伐採までの長期投資・森林所有者の高齢化など厳しいものがあり、林家の投資的意欲も減衰し、保育が適正に行われていない人工林も多く見られる。森林の持つ公益的機能の発揮と持続的な林業経営を図るために、高性能林業機械の導入や、林道・作業道の整備による低コスト林業への取り組みが必要である。

このためには、需要に応じた木材を供給する仕組みづくりを進め、木を伐って、使える、植える、林業システムの循環の実現、環境や景観対策など公益的機能も兼ね備えた施設計画を樹立し、実行機関である森林組合や林家と密接な連携をとりながら、生産性の向上と資産形成を考える必要がある。そして、新たに豊富な森林資源の有効利用として、散策による森林浴・炭焼き体験など自然体験ゾーンとしての位置づけをし、現在の施設の活用を進める必要がある。

また、森林資源を新エネルギー資源として有効に活用する仕組みづくりや、集落周辺の農地に隣接する林、竹林等を伐採し、「緩衝帶」を設置する有害鳥獣対策などの新たな取り組みも必要である。

資料 5－1

所有形態別森林面積の推移

(単位:ha)

区分		平成18年	平成19年	平成20年
国有林		1,272	1,272	1,272
民有林	公有林	28	28	28
	公社	650	649	649
	町有林	387	387	387
	総 数	1,065	1,064	1,064
	私有林	6,707	6,710	6,710
	森林面積計	9,044	9,046	9,046

(資料:島根県農林水産部 森林資源関係資料)

資料 5－2

人工林・天然林比率

(単位:%)

区分		針葉樹	広葉樹	計
人工林	国有林	887	136	1,023
	民有林	2,861	8	2,869
	計	3,748	144	3,892
天然林	国有林	16	183	199
	民有林	124	4,550	4,674
	計	140	4,733	4,873
総数	国有林	903	319	1,222
	民有林	2,985	4,558	7,543
	計	3,888	4,877	8,765

資料:森林資源関連資料(H20)

国有林の地域別の森林計画書(H22.4.1～H32.3.31)

資料 6

森林所有構造

林業経営体数							保有山林面積(ha)
計	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30ha以上	
105	-	28	36	23	7	11	1,828

③ 内水面漁業

本町の内水面漁業は、家庭排水等による水質汚濁や河川改修等による生息地の環境変化等の諸条件が重なり、水産資源の減少とともに漁獲量も年々減少している。これらの現状から官民一体となって、徹底した河川の水質の改善に努め、魚類の繁殖環境の改善を図る必要がある。また、鮎・鰻・鯉・サバニはもとより、はえ・ギギ・ナマズなども地域の隠れた水産資源として、食品や加工品などの新しい活用を目指し、魚類によっては稚魚の放流による漁獲量の増大を図る必要がある。

そのため、在来魚の繁殖を妨げ、生態系を破壊するブラックバスやブルーギルといった外

来魚の駆除や適正管理の方法を検討する必要がある。

さらに、現在も遡上がみられるサケやサクラマスの保護を図ることで新たな水産観光資源として活用を検討する。

④ 商 業

本町は、邑智郡の交通・物流の拠点として、また、政治・経済の中心的な役割を果たしてきた。しかしながら、自動車中心の交通・物流手段が発達し道路網の整備が進むにつれて本町の優位性は失われ、消費人口の減少、N T T、中国電力などの出先事業所の撤退、あるいは社会経済の変化など諸要因により、消費機能が次第に低下している。その傾向は、島根県内はもとより邑智郡内で比較しても顕著になっている。

また、「急速なモータリゼーションの進展」「人々の価値観の多様化」「消費者のライフスタイルの変化」を受け、併せて、「産業構造の転換政策」「大店法の改正」等により、商業施設の郊外分散が進展し、中心市街地における商業機能の空洞化が進む結果となり、その空洞化が、中心市街地全体の機能の衰退をもたらす要因となっている。

本町においても、町外への消費流出による商業力の低下や、高齢化、後継者不足による経営意欲の低下などによる廃業が目立っている。特に弓市地区の中心市街地の商業機能とともに、町民の生活の場としての機能維持が課題となっている。一方、因原商圏の国道 261 号沿線に、近年大型店舗やコンビニエンスストア等が進出したことにより交流人口が増加している。

このような状況において、近年取り組んでいる空店舗活用支援等により、少しずつ新たな起業が起きていることから、今後もより一層ニーズに応じた支援を行うとともに、新たな担い手の育成等についても取り組む必要がある。

資料 7－1

商業の推移(卸売業・小売業)

川本町

年次	商店数(店)	従業者数(人)	年間販売額(万円)
昭和60年	153	468	689,202
昭和63年	150	473	631,436
平成3年	131	419	674,480
平成6年	126	416	712,229
平成9年	111	363	710,738
平成11年	108	403	675,583
平成14年	100	355	559,666
平成16年	93	342	491,882
平成19年	74	301	414,723

(資料:商業統計調査)

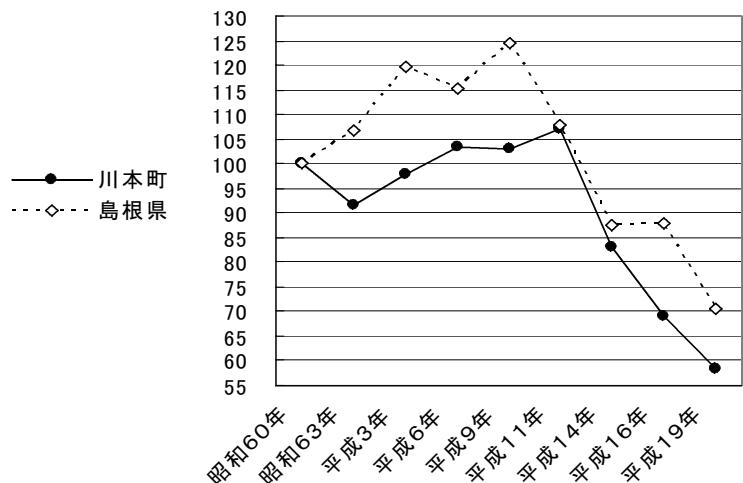
資料 7－2

商業(卸売・小売業)の主な指標について

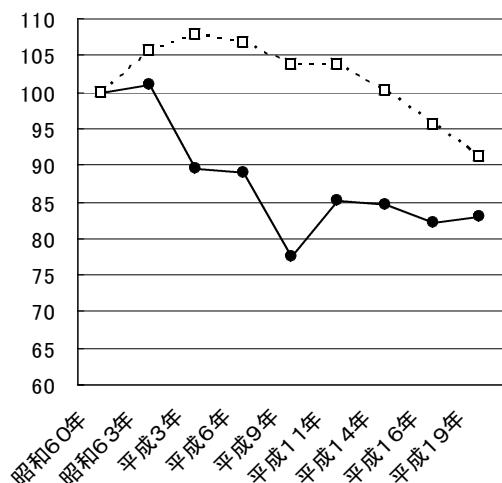
川本町・邑智郡・島根県の比較

(昭和60年=100とした指数推移)

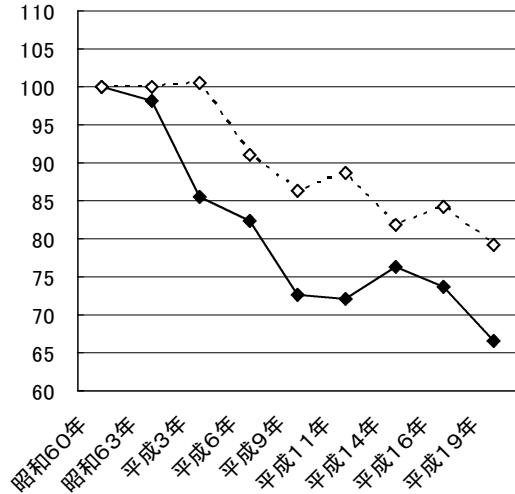
年間販売額の推移(昭和60年=100としたとき)



従業員数の推移(昭和60年=100としたとき)



商店数の推移(昭和60年=100としたとき)



⑤ 工業

本町の工業は、近年一貫して減少傾向をとどっている。平成20年は昭和61年と比較しても、事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに大幅に減少している。対照的に、島根県内では同期間に製造品出荷額が約1.4倍に増加している。これは、本町の工業がコンクリート製品・木材加工・縫製など不況業種が多く、産業構造変化に対応できなかったこと、また成長

分野の製造業種を擁していないことが大きい。

本町は、地形的に工業適地に恵まれず、有力な地場産業もないが、今後は本町の特性を活かした産業の誘致や起業支援を積極的に推進する必要がある。

資料 8－1

製造事業所・従業者数・製造品出荷額

区分	事業所数 (戸)	従業者数 (人)	製造品 出荷額 (万円)	1事業所 当たり 従業者数 (人)	1事業所 製造品 出荷額 (万円)
昭和61年	19	352	291,718	18.5	15,354
平成2年	18	285	181,032	15.8	10,057
平成6年	20	229	155,394	11.5	7,770
平成10年	18	140	120,471	7.8	6,693
平成14年	14	105	98,391	8	7,028
平成17年	12	82	81,077	7	6,756
平成20年	8	56	60,641	7	7,580

(資料：工業統計調査)

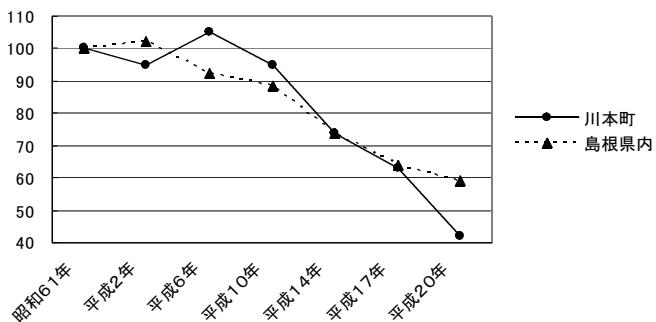
資料 8－2

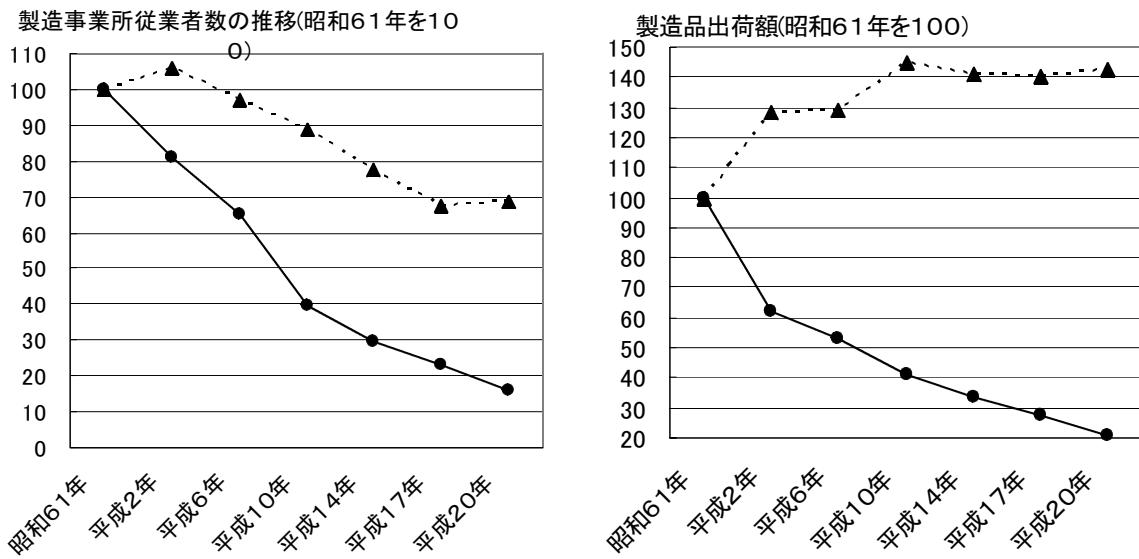
工業(卸売・小売業)の主な指標について

川本町・邑智郡・島根県の比較

(昭和60年=100とした指数推移)

製造事業所数の推移(昭和61年を100)





⑥ 観光・レクリエーション

本町は観光資源に乏しく、石見銀山や三瓶山を訪れる観光客の通過点に過ぎなかつたが、石見銀山が世界遺産に登録されたことを受け、観光客は一時的に急増することとなつた。

今後は、これらの交流人口を通過のみとならないよう、道の駅インフォメーションセンターかわもとを情報発信の拠点として積極的に活用し、湯谷温泉弥山荘やかわもと音戯館等との一体的な利用を推進する等、施設の活用方法の見直しを行う必要がある。

また、本町に生息するイズモコバイモは全国的にも稀少な植物であり、町の新たな魅力として全国に急増する山野草愛好家等の交流人口の増加を図る。加えて、JR三江線を観光資源と捉えて関係自治体とも連携を図りながら積極的な活用を図る必要がある。

⑦ 地域自立のための産業振興

町内産業の停滞傾向を打破するためには、地域に内在する産業の活性化と、新たな付加価値を有する産業の創出が必要となる。

そのためには、新しい発想のできる人材の育成・事業者間の交流や連携による新規事業・新分野への進出等を支援し、農商工連携や生産・加工・流通・販売の一体的な取り組みが求められる。

また、町内全域に整備した光通信網を活用し、生産・流通・サービスなどの新たな事業展開を推進する必要がある。

(2) その対策

① 農業

(生産基盤の整備)

- 農地保全、休耕地の活用を図るため、農業公社と連携をとりながら農地保有合理化を推進する。
- 既耕地基盤の充実と遊休農地の有効利用の一環として、経営規模の拡大を志向する農家や新規農業希望者に対する農地の取得・確保・斡旋について、具体的な支援に向けて積極的に努める。
- 大豆・白ネギ・施設野菜・花き・西条柿・菌床椎茸・畜産・真鴨・エゴマ等を本町の重点振興作物に位置づけて、生産について助成措置を講じるなど、米作中心から新しい農産物への転換を引き続き促進し、農地の高度利用と農業経営基盤の安定に努める。
- 担い手として認定農業者の確保、集落営農組織や新たな担い手の育成を図り、地域ごとにおいて耕畜連携による有機質の土づくりを行い良質な農産物栽培に取り組み生産者、農外参入企業等、関係機関が一体となり地域の特性を生かした産地づくりを目指す。

(生産体制の充実)

- 生産組織を拡大強化し、市場における販路の開拓と産地間競争に向けた農産物のブランド化や生産量の増大・生産コストの削減を推進する。
- 特產品の振興に向けて、地域住民とともに新しい地場産業の確立と、実習・体験農業などの新しい経営に取り組み、後継者の育成を図る。
- 農業技術と生産力の向上を図るため、JA等関係機関と連携を取りながら、認定農業者や担い手農家の育成、また、自立に向けて地域営農集団を組織化し、作物の部門別生産体制の充実強化と、併せて農業用機械の共同化だけでなく農用地利用改善団体として1集落1農場を目指し、集落営農活動を推進する。
- 農業参入企業が地域農業の中核として持続的かつ発展的な経営が展開できるよう、地域の農業者や他の参入企業、異業種等との連携・協働による事業展開を支援する。

(経営の安定と流通機能の強化)

- 重点振興作物について、共販出荷体制を整備するとともに、消費者や企業との受託契約栽培に取り組むほか、町内で生産し消費する農産物の地産地消を積極的に推進し、経営の安定と品質の統一化を行う。
- 農産物の安定供給と計画的な出荷を行い、消費者と生産者の信頼に努める。
- 規格外農産物を有効に活用するため、産直市による販売や、販路の開拓、加工食品の原材料として消費する新たな起業への対応に努める。
- 農産物集出荷施設の整備・共同出荷体制の確立・販路の確保及び流通機能の強化に努める。

(新しい時代への農業展開)

- 価値観や嗜好がめまぐるしく変化する現代において、情報を早く入手し、瞬時に対応していけるような体制づくりを行う。
- 地域の特性や採算性を考え、所得の増加と経営規模の拡大による雇用の増大を目指し、経営者及び地域の自立促進に向けた農業振興を推進する。
- 食の安全や健康について意識が高まる中、土づくりにこだわり、有機野菜の栽培を推進し、機能性食材となる作物の栽培、加工の推進を図る。
- 町内農産物の地元消費拡大と販路開拓を積極的に推し進めて、基幹産業である農業経営の安定を図る。
- 定年後の第2の人生を田舎へ求めて来られる方、新規に農業をやってみたいと思っている方の田舎暮らしへの憧れに対応できるよう、空き家や農地を一体にした情報提供を行い、農地を取得でき入居してもらえるような体制をつくり、農村地域への人口流入を図る。
- 新たなものづくりでなく、今自生している自然のものを見直し、商品価値へと結びつけることによって、新たな事業起こしへとつなげていく。
- 耕作放棄地や休耕地を、集落営農組織や、認定農業者、担い手農家が中心となって耕作し、直売所において販売出来るような体制作りが必要である。また加工も行い、直売所だけでなく、都市への販売に結びつけて行く。
- 他業種からの農業参入により、生産から加工、販売まで一貫して行い、地域の新たな雇用の場となるよう推進を図る。
- 集落に適した被害防除対策の立案や実証を行う。

② 林業

(林業生産基盤の整備)

- 各種の補助事業によって林道、作業道の基盤整備を推進する。
- 山林の維持管理を計画的に行い、枝打ち・間伐等を進め、優良材の生産と資源の有効活用を図る。
- 森林組合の機能や組織の強化を図るために、近代化・林業技術の向上、併せて林業従事者と後継者の育成に努める。
- 森林が持つ多面的機能の活性化を図るため、森林情報の収集活動や歩道の整備等に必要な活動に対し交付金を交付する。

(新しい時代への農林業展開)

- 自然とのふれあいは、地域住民に限らず都市圏の人々の願望である。森林浴や散策、また自然愛好家の観光化に向けた個性豊かな地域づくりを図る。
- 間伐による緩衝帯を設置し、有害鳥獣が農地に接近しづらい環境を整備する。

(森林資源の新エネルギー活用)

- 新エネルギー・システムの構築を図るため、間伐の残材等を活用したチップボイラーを弥山荘に導入する。

③ 内水面漁業

- 江ノ川流域の市町村と協力し、広域的な河川環境美化と水質浄化に努める。
- 護岸改修は、環境に配慮した自然石や環境ブロックを使用するなど、魚やカニ等のすみかづくりや景観対策を関係機関とともに推進する。
- 水産資源や水辺を活用した散策ゾーン・水辺公園・観光漁業ゾーンを設置し、観光を推進する。
- 都市からのつり客の誘致やサケの観察会などを行い、交流を図る。

④ 商 業

- 弓市地区の空き店舗活用や担い手不足など商店会活性化のための対策を行う。
- 中心市街地における商業・サービス業の活性化については、各地場産業、行政や各関係機関の密接な連携とともに、住民参画と協力による地域全体が一体となった取り組みを行う。

⑤ 工 業

- 既存産業の育成振興を図る一方、特産品開発など地場産業の育成は勿論、地域の特色を生かした産業の誘致や起業支援を積極的に推進する。
- 企業立地を推進するため、工業用地確保など立地基盤整備を推進する。
- 用地取得や建物取得、設備投資、操業開始後の運転経費等の無利子貸付や返済免除制度を設け、企業誘致の推進を図る。

⑥ 観光・レクリエーション

- 世界遺産登録された石見銀山や関連観光地等への観光客などの交流人口を大切にし、地域住民と一体となって、川本の情報発信を行うと共に、外からの情報を受け入れていける体制を整える。
- 道の駅インフォメーションセンターかわもとを情報発信の拠点として積極的に活用し、湯谷温泉弥山荘や笹遊里公園との一体的な利用を推進する等、施設の活用方法の見直しを行う。
- 本町が「世界一のイズモコバイモの群生地」であることを全国にPRし、全国の山野草愛好家等の交流人口の増加を図りながら、町全体でこれらの植物を保護・管理する。
- JR三江線を活用した観光プランをPRし、利用促進と交流人口拡大を図る。

⑦ 地域自立のための産業振興

- 高齢者や女性の社会参画と自立を支援するための情報提供・地域間交流による情報交換などを積極的に推進し、産業振興を担う新しい層の人材育成に取り組む。
- 新たに町内全域に整備した光情報通信網を活用し、既存産業の活性化や新規事業進出を促し、新しい産業の創出を促進する。

(3)計 画

産業の振興に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.産業の振興	(1)基盤整備 林業	造林事業	川本町	
	(8)観光又はレクリエーション	弥山荘チップボイラー導入事業	川本町	
	(9)過疎地域自立促進特別事業	エゴマ産地育成事業 商店活性化支援事業	川本町 民間等	
		雇用定住人材確保事業	川本町	
		農地流動化助成事業	川本町	
		企業立地支援事業	民間等	
		みどりの担い手育成事業	森林組合	
		森林整備地域活動支援交付金	森林組合等	
		農地・水・環境保全向上対策事業	集落等	
		有害鳥獣対策事業	川本町	

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現状と問題点

① 道路整備

本町の道路状況は、国道 261 号が本町の南西部を通過し、この国道から 3 路線の県道が分岐している。県道は、主要地方道 4 路線、一般県道 5 路線があり、幹線町道とそれ接続している。

国道 261 号は整備が進んでおり、中国横断自動車道広島浜田線・中国縦貫自動車道・山陽自動車道との接続により、広島市内までの所要時間も 1 時間 30 分程度に短縮されている。特に中国横断自動車道広島浜田線の開通によって、瑞穂インターチェンジへの接続道の整備も図られ、浜田・広島方面への移動時間の短縮が図られている。

県道の整備状況は、改良率 57.3%・舗装率 100%（平成 21 年 4 月 1 日現在）と逐次整備が進められているが、県外車両や大型車両の交通量増加によって、既設の道路事情では十分とは言えない状態である。そのため、今後の整備については、幹線道路を中心に重点的な整備と二次改良を含めた改良を進めていく必要がある。

町道の整備状況は、これまで過疎対策事業の基本施策として進めてきたが、改良率 50.3%・舗装率 82.2%（平成 21 年 4 月 1 日現在）は、郡内の町と比較しても整備水準は低いと言わざるを得ない。特に改良については県平均を下回り、郡内でも最下位の状況である。

道路整備は、住民の生活道路の確保ももちろんあるが、地場産業の発展など経済効果の面においても大きな影響を与えるものであることから、日用雑貨や生産物などの物流の輸送路として、また、交流人口の拡大の観点にたった主要幹線道路の整備を重点的に進める必要がある。

また、農村リゾートづくりを進めるためにも、これから道路は、安全性・機能性・利便性の視点ばかりでなく、道路整備にあたっては、潤い・景観といった、いわゆる地域の自然環境にマッチした道路整備が求められるので、道路沿いへの街路樹の植栽・花壇の設置等についても計画的に進めて行かなくてはならない。

農林道は、農林業経営の機械化や合理化、農林産物の輸送など、生産・販売の基盤として、集落を結ぶ道路整備も重要であり強化する必要がある。

現在 2 市 2 町（大田市・川本町・美郷町・江津市）にわたる広域管農団地農道の整備は、中国横断自動車道広島浜田線・中国縦貫自動車道を活用し、山陽・京阪神・北九州市場へ、農産物を経済的かつ安定的に供給するための重要な基幹農道であり、全線の早期完成が強く望まれている。

また、農道は集落の生活道路としての利用度も高く、町道整備とともに集落の利便性も考慮しながら整備を進める必要がある。

② 交通対策

本町の公共交通機関としては、JR三江線・石見交通・町営スクールバスがあり、通勤通学や高齢者の交通手段として利用されているが、乗降客の減少に伴い発着便数の減少や路線廃止などが行われている。この様な状況は、公共交通機関以外に交通手段がない交通弱者にとっては切実な問題であり、その生活権を確保するためにも、必要最低限の利便性を確保する必要がある。

広島と大田市を結ぶ幹線は、陰陽を結ぶ重要路線として位置づけられており、以前からJRバスにより運行されていたが、利用者の減少によりこの路線も一時廃止された。その後石見交通により運行が再開されたが、運行便数が限られ充分な状況とは言えない。また、町内のバス路線については、平成6年4月1日にJRバスから運行を引き継ぎ、町営スクールバスにより3路線を運行し、通勤通学や高齢者など住民の公共交通機関を確保している。また、大田市と邑南町を結ぶ川本線については、JRバス撤退後石見交通が参入し運行を続けていますが、平成23年3月31日をもって、石見川本駅、邑南町、三坂口間が廃止となるため、今後について関係の邑南町などと対応を協議し、生活路線を何とか確保していく必要がある。

今後は、郡内の3町をはじめとする隣接市町とともに、広域的な交通網の整備に向けて各市町が保有するバスの相互乗り入れをより一層行うなど、地域に密着した公共交通網の維持・整備をしていく必要がある。

鉄道路線については、JR三江線があるが、利用者が減少していることから、沿線6市町で構成する三江線改良利用促進期成同盟会を中心に、利用促進運動を行っている。

また、交通弱者へのサービス充実や交通の空白地域への乗合タクシー等の導入も検討する必要がある。

③ 定住と自立にむけた地域間交流の促進

本町は、これまで国や県の支援を受けながら、地域間交流を促進するための交流施設の整備等、過疎対策事業に取り組んできたが、人口増加について、大きな成果が見られないのが現状であった。

国内における都市交流については、昭和61年に広島県坂町と姉妹縁組を締結し、少年野球やゲートボール等のスポーツ交流、公民館活動団体や音楽芸能団体の文化・芸能交流等、住民が主体となり行政と連携を取りながら交流を行っている。この他に、郷土出身者で組織された東京川本会・関西川本会・広島川本会がそれぞれ結成され、都市との交流を図る目的で、毎年情報交換を行っている。今後はこの出身者会が、本町の情報発信の役割を担い、都市との交流を推進する窓口としての活用を図る。

また、国際交流として、江川太鼓を主体とした海外との交流を行っているほか、中国からの研修生を受け入れている事業所もあり、国際的な地域間交流も進んできている。

イベントは悠邑ふるさと会館での音楽イベントをはじめ、各地域や各団体において様々な

催しが行われているが、開催日が重複し効果的な集客に結びつかないケースも見受けられるため、複数のイベントの一体的な開催やスケジュール調整等により、効果的な集客につなげていくことも必要である。

今後は、地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりに向けて、積極的な情報発信や地域間交流施設の有効活用により相互交流による交流人口を増加させるとともに、魅力ある雇用の場の確保により、U・J・Iターンなど定住の促進につなげていく必要がある。

④ 地域情報化の推進

今日の情報化社会の急激な進展に伴い、本町においても平成14年度に町内全域で高速インターネットが利用できる環境を整備し、町内の学校間をつなぐテレビ会議システムの構築等により、過疎地域の課題である少子化や交通面の問題等を解消するほか、効果的な行政サービスの手段として活用を図ってきた。

しかし、全国的には光通信サービスといった次のステップに向かった取り組みが積極的に進んでおり、本町もやっとIRUの手法を導入し、光ファイバー網の整備を行っているところである。この整備の中で、有線テレビのサービス提供や、各戸へIP告知端末の整備を行ったいるところであるが、光の持つ可能性を考えると、民間参入も含め、将来的にこれらの通信基盤をより有効に活用していく必要がある。

そのためにも住民のITリテラシー（IT活用の力量）を高めることが重要であり、公民館等を活用した各地域でのIT講習等を開催し既存の情報基盤を有効に活用するほか、地域のITリーダーを養成することにより、町内全域におけるレベルアップを図る必要があり、電子自治体の推進による住民サービスの向上や、情報セキュリティ対策等にも取り組む必要がある。

防災行政無線については昭和58年に整備し、平成13年には機器を更新し、災害時のための防災通信連絡体制を整備してきた。しかし、移動系無線機についてはいまだアナログ機器であるため、デジタル化に向けて、早急に機器更新を行い高度情報化社会における通信施設整備を図る必要があり、個別受信機についてもIP告知端末の活用について検討を進める必要がある。

(2) その対策

① 道路整備

- 県が推進する高速道路を主軸とした道路ネットワークに基づく、主要地方道川本波多線川本バイパス計画に関連した市街地整備計画を進めるためにも、計画の早期着手による完成と、国立公園三瓶山からの観光ルート設定のためにも全線早期完成を働きかける。
- 広域的な地域間交流推進のため、高速道路を主軸とした国・県道とのアクセス道の整備促進を行い、併せて観光・レクリエーション施設等への連絡道について重点的に整備を図

る。

- 農村リゾート推進における個性豊かな地域づくりと美しい景観を整備するため、主要路線の緑化・花壇等を配した、魅力ある快適な町道・農道整備を促進する。
- 定住促進又は産業振興を促進するため、山陰自動車道（出雲・江津間高規格道路）や主要地方道の改良促進を広域的に働きかけ、生活圏の拡大と経済的交通網の充実強化を促進する。
- 生活道路の利便性を確保するため、町道・農林道などそれぞれの道路の役割と機能に応じた体系的道路計画を策定し、改良・舗装整備を促進する。
- 積雪時等の安全を確保するため、町道の雪寒工事を行う。

② 交通対策

- 近隣市町が運行するバスとの連携を図り、高校生等が通学に利用しやすい広域的な交通網の確保のための対策を講ずる。
- 高齢者による通院・買い物、小・中学校の児童生徒の通学などを支援するため、現在の町内の公共交通の見直しを行うとともに、10人乗り規模のミニバスやリフトバス等の導入を図る。
- J R 三江線については、三江線改良利用促進期成同盟会を中心に、通勤通学に利用しやすいダイヤ改正と所要時間の短縮等の要望や、沿線の市町と地域住民が一体となった利用促進運動の隨時展開、イベント列車など三江線の新たな魅力をつくるため広域組織体制による観光振興の推進など、存続に向けた取組を強化する。
- 公共交通空白地域への乗合タクシー等の導入を試行的に行い、将来的な本格導入を検討する。
- 地域住民の生活交通手段を確保するため、石見交通（株）や邑南町が運行する路線バスの運行支援を行う。

③ 定住と自立にむけた地域間交流の促進

- 坂町との交流については、民間レベルでの交流を促進する。
- 東京川本会・関西川本会・広島川本会との交流を充実させるほか、ふるさとの良さを再発見するため、本町に会員を招いての交流を開催する。
- イベントの開催日程の重複を避けるため、複数のイベントの一体的な開催やスケジュール調整等を行い、参加しやすい効果的なイベント開催に努める。
- 耕作農地または遊休農地を活用し、都市住民に農業への理解を求め、新規就農者として定住できる条件を整備する。
- 本町の独自性を活かしながら生産基盤の整備を行い、若者に魅力ある雇用創出の場の確保に努める。

- 田舎ツーリズムに継続して取り組み、地域間交流の促進による地域活性化を図るほか、新たな登録団体の育成を図る。

④ 地域情報化の推進

- 住民のＩＴリテラシーの向上を図るため、公民館等を活用した各地域でのＩＴ講習等を開催する。
- 光通信サービスの一層の活用を進め、積極的な民間参入も検討する。
- 電子申請サービスを開始し、インターネットを活用した行政手続を積極的に促す。
- 情報セキュリティ対策の推進により、住民の個人情報の安全確保に努める。
- 有線テレビの利活用を進める。

(3)計画

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2.交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道路 道 路	道路改良事業（中倉日向線） 道路雪寒工事（因原飛渡線）	川本町 川本町	
	(2)農道	大邑農道整備事業（第3期）	島根県	
	(3)林道	林道川本布施線整備事業	島根県	
	(10)過疎地域 自立促進 特別事業	F T T H基盤活用事業 交流促進事業 生活バス対策事業 生活バス路線確保対策事業 生活交通対策事業	川本町 川本町 川本町 川本町 民間等 民間等	

4. 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

① 市街地の整備

生活様式の変化に伴い、生活環境の質的要求はますます高まっている。住宅環境・都市環境の基盤整備は、定住を推進する上で重要な課題である。

市街地の整備を進めるため、町の中心部の東側（東光台地）を宅地開発したことにより住宅団地が形成され、県等の職員宿舎、個人住宅や単身者用のワンルームマンションなどが建設され、住居地域としての様相を呈している。

隣接地には、公的な保健・福祉施設「すこやかセンター」や邑智郡の文化振興の拠点施設としての「悠邑ふるさと会館」、文化施設である「かわもと音戯館」がある。

また、開発区域には、県道川本波多線バイパス計画があり、地域振興に寄与できる道路計画と位置づけ、市街地整備と商工振興に向けた重点的対応を図っている。

今後は、これらの町づくり計画を具現化する中で、周辺地域との機能分担を図りながら定住人口の拡大や高齢者の生活を支援する環境を形成するために、地域住民とともに夢のもてる個性豊かな市街地の再構築を図ることとなる。

② 公園・緑地・広場

本町には、地区公園（川本公園）1カ所と児童公園（金比羅公園・因原公園）2カ所、また、農村公園2カ所・森林公園1カ所がある。

川本公園は、野球場等が整備された本町の中心的な公園であるが、町の中心部から離れていることもあり、子どもやお年寄りにとって便利な公園とはいえないのが現状である。

すべり台やブランコなどの遊具や芝生の広場等、子どもたちが安心して遊べる場が欲しい等のニーズも大きく、今後は、地域の特性にあった小規模な公園や広場を、美しい景観づくりを進めながら、子どもたちの遊び場やお年寄りの憩いの場として、あるいは災害時の避難場所として計画的に整備する必要がある。

また、農村公園と森林公園を美しい景観を活かした交流型観光の拠点とし、有効に活用していく必要がある。

③ 公営住宅

町営住宅は、現在340戸（平成22年3月末現在）を保有しているが、昭和30年代から40年代に建築したものが多く、老朽化した木造平屋・簡耐平屋住宅が全体の3分の1を占めているため、これらの住宅の建て直しが大きな問題となっている。将来的な需要を検討しながら、高齢者や障害者が暮らしやすい住宅に配慮するなど、計画的な整備や建設を進める必要がある。

住宅整備のための宅地については、新たな土地造成には高いコストがかかることから、町の遊休地を活用した整備計画を作成する必要がある。

また、U・J・Iターン者などの定住を促進するため、定住促進住宅等の整備を進めると共に、集落の維持と地域資源の有効活用を目的とした空き家等の情報収集と情報発信を行つたいく必要がある。

資料 10

町営住宅の状況

(単位：戸)

	木造 平屋	簡耐 平屋	簡耐 二階	中耐 三階	中耐 五階
昭和31年度					
昭和32年度					
昭和33年度	17	5			
昭和37年度	4				
昭和38年度	20	5			
昭和41年度	5	15			
昭和42年度		10			
昭和43年度		10			
昭和46年度		10			
昭和47年度			14	56	
昭和48年度		5		23	
昭和53年度			20	16	
昭和54年度				12	
昭和55年度				24	
昭和56年度				13	
昭和58年度					16
昭和59年度					16
昭和60年度					24
合計(340戸)	46	60	34	72	128

	木造 平屋	簡耐 平屋	簡耐 二階	中耐 三階	中耐 五階
堂庭	26	12			
井ノ迫		10			
五反田					56
半部				14	
川本					40 16
天神町					23
谷戸				20	
神田	20				
古布毛		18			
正田		15			
八幡平					56
三島					9
三原			5		
合計	46	60	34	72	128

平成22年3月末現在

④ 水道施設

本町の水道事業は、現在簡易水道3箇所・飲料水供給施設4箇所で運営しており、平成23年度から全ての水道事業を統合し、一つの簡易水道事業として運営していく。

平成22年度末現在の給水人口は3,411人で、総人口3,878人に対する水道普及率は88.0%となっている。

施設面では、これまで老朽管の更新事業にも取り組んできており、今後も中期事業計画及び「川本町水道ビジョン」を基に老朽管の更新はもとより各施設の遠隔監視装置等を整備し緊急時における早期対応が図れるよう対策を講じる必要がある。

水道未普及地対策については、飲料水供給施設整備事業による飲料水供給井戸等の設置に係る経費を助成し、安定した飲料水の確保と衛生的な水の供給を目指す。

施設別給水人口（平成22年3月31日現在）

(単位：人)

施設名	区域内		給水		未加入	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
川本簡易水道	1,152	2,443	1,139	2,406	13	37
三原簡易水道	288	626	280	606	8	20
三谷簡易水道	80	180	80	180	0	0
小谷飲料水供給施設	27	53	27	53	0	0
田原飲料水供給施設	21	44	21	44	0	0
市井原飲料水供給施設	26	61	26	61	0	0
笛畠飲料水供給施設	28	62	27	61	1	1
計	1,622	3,469	1,600	3,411	22	58

※湯谷簡易水道と三俣飲料水供給施設を廃止し、平成18年度に三谷簡易水道を整備

施設概要（平成22年3月31日現在）

施設名	最終許認可年月	計画給水 人口(人)	計画1日最 大給水量(ト ン)	配水池有効 容量(トン)
川本簡易水道	H9. 12	3,050	1,322.1	932
三原簡易水道	H13. 1	820	329.6	250
三谷簡易水道	H18. 2	160	56.0	79
小谷飲料水供給施設	S42. 7	78	12.0	16
田原飲料水供給施設	S49. 8	79	11.9	10
市井原飲料水供給施設	H3. 5	80	20.0	25
笛畠飲料水供給施設	H14. 9	83	66.7	62

⑤下水処理

水量豊かな清流を満たす中国地方最大の「江の川」は、本町の豊かな自然に育まれた緑豊かな山あいを蛇行して、日本海へ注いでいる。この流域河川は、本町が目指す「活力と潤いに満ちたゆうあいの郷里 かわもと」の施策展開を進める上で大切な資源の一つである。しかし、生活様式の近代化・多様化による生活雑排水の量的増加と汚濁負荷量の増加により、河川の水質汚濁が進行し、生活環境へも悪影響を及ぼしている。

このため、各自治体でも下水処理対策に取り組み、本町としても農業集落排水処理事業や合併処理浄化槽の普及に努め、下水処理対策に取り組んでいることであるが、平成21年度末現在の汚水処理人口普及率は43.8%と県内平均に比べ依然低い状況にある。

今後とも、水質汚濁の解消に努める下水処理対策として生活排水の水洗化を推進し、地域生活環境の向上を目指すことが必要である。また、本町の基幹産業である第一次産業の育成・振興、そして、若者定住・高齢者の保健及び福祉の向上による地域の活性化を図る観点からも積極的に進める必要がある重要な施策である。

⑥ 廃棄物処理

(ア) ごみ処理

本町のごみ処理については、邑智郡3町の共通の施策として、邑智郡総合事務組合の笹畠クリーンセンター（12t／日の処理能力）、リサイクルプラザ（5t／日の処理能力）、容器包装資材のリサイクルセンター、最終処分場によって行っており、平成16年からは新たに資源ごみのリサイクルを行っている。

しかしながら、施設の老朽化も進み、計画的な修繕が必要となっている。

収集については、平成15年10月から、ごみの分別を細分化し、住民の協力を得て実施しているが、ごみの減量化とリサイクルの推進のため、その種類や方法等細部にわたる周知徹底が課題である。

また、NPO法人によるEM菌を活用した生ごみのリサイクル活動等も実施される予定であり、これらの地域の取り組みへの支援も必要である。

資料12

ごみ処理の現状

（単位：トン）

区分	委託収集 可燃物	委託収集 不燃物	委託収集 資源ごみ	計
平成12年	486	55	219	760
平成13年	507	26	241	774
平成14年	480	22	238	740
平成15年	492	21	235	748
平成16年	439	18	269	726
平成17年	437	18	258	713
平成18年	441	18	265	724
平成19年	444	27	237	708
平成20年	431	15	239	685
平成21年	427	17	230	674

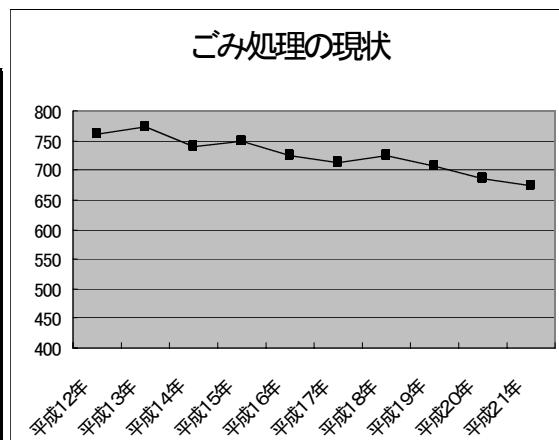
(イ) し尿処理

し尿処理については、邑智郡3町の広域対策として、膜分離高負荷脱窒素処理方式により、邑智郡総合事務組合が志谷苑（43k1／日の処理能力）で共同処理を行っている。

本町におけるし尿の収集運搬については、すべて許可業者が行っているが、過疎高齢化によって、農家での自家処理が減少しているため、し尿のくみ取り件数が増加している。

しかし、一方では、水洗トイレの普及によって、浄化槽も増加している。

また、生活水準の向上に伴う農村集落の水質環境の悪化に対処するため、農業集落排水事業を実施しており、今後も未整備地区については、浄化槽の普及と農業集落排水・都市下水処理整備を進めることにより、地域住民の求めに応じた生活環境の向上や若者の定住化施策の促進に努める必要がある。



(ウ) 産業廃棄物

産業廃棄物については、現在も不法投棄などが見受けらるため、監視体制をとつて事業者への指導を行つてゐるが、事業者責任処理が徹底されず、処理施設の整備が課題となつてゐる。

しかし、建設に多額の費用を必要とすることや、最終処分地の確保が難しいことなどから、現時点では整備が困難な状況であり、これらの対応として、島根県をはじめとする関係機関との連携を密にしながら適切な指導を行つていくと同時に、監視体制の強化も図つていく必要がある。

⑦ 公害の防止

本町は自然環境に恵まれ、大気汚染等の深刻な問題は今のところ発生していないが、家庭排水等による水質悪化が問題となつてゐる。特に、江の川水系の水質汚濁が進んでおり、鮎などの清流に生息する淡水魚等の減少が見受けられる。

このため、老人クラブ連合会、N P O 法人等が行う水質浄化運動や活動を支援しながら、住民意識の高揚に一層努める必要がある。

⑧ 地球温暖化防止対策

現在、地球温暖化対策が大きな課題となっており、地域の住民一人ひとりが、日常生活や事業活動の各場面において地球温暖化防止に配慮した行動を実践することが不可欠となっている。

本町では、地域レベルでの対策を長期にわたつて継続的取り組んでいく必要があることから、平成21年3月に「川本町地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。

今後は町民や事業活動に関わる一人ひとりが、環境負荷の少ない活動を心がけていくとともに、その取り組みが円滑に進むよう、様々な施策や情報提供等を行い、町民や事業者の取組みを支援していく必要がある。

⑨ 美しい景観のまちづくり

本町は、中国地方随一の大河江の川の沖堆積地に町の中心地が発達し、恵まれた自然条件の中で、四季折々に水と緑が織りなす美しい風景を楽しむことができる魅力的な風景を有している。こうした本町の個性的な景観の水辺と緑を活かした、町民の憩いの場となる親水公園の整備、堤防への桜の植栽も施されている。また、沿道には花の植栽が施され、色鮮やかな花のラインが緑に映え沿線の景観を形づくっている。

山間部は、過疎と高齢化の進行による農林業の社会的環境の変化から、農地の耕作放棄地や山林の荒廃も見受けられる。農地や山林は雨水を涵養的な水量調整によって水害防止の役割も果たしていることから、自然環境に配慮しながら農地保全等の対策が必要である。

また、粘土や真砂土等の開発行為の事業完了後は、防災対策や美しい景観保全の回復に向けた指導の徹底を図る必要がある。

自然環境の山林地内には、多年草で島根県固有種である希少植物「イズモコバイモ」が群生しており、今後、全国の山野草愛好家等が訪れることが予想されることから、生育地の保護保全を図っていく必要がある。

⑩ 消防・防災

(ア) 消防・救急

本町の消防体制は、広域行政の中で整備・運営されている江津邑智消防組合による常備消防と地域住民による非常備消防団で構成されている。常備消防は、施設設備の高度化等により充実してきているが、消防救急デジタル化や施設の老朽化対策が必要である。また、非常備消防は設備の老朽化と団員の高齢化にともなって難しい局面に接している。

また、建物火災や災害の減少からか、地域を守る消防団を魅力ないものと感じる傾向が見られ、これが若年団員の確保が進まない一因となっている。

常備消防と非常備消防の相互応援態勢を図るとともに、車両整備については、普通車両から軽車両へ更新させ、消防機動力を確保し、設備の充実など消防体制の整備を図る必要がある。

消防水利確保を目指した防火水槽の設置については、密集地を中心に整備を進めてきた。十分とは行かないまでも整備配備が完了したので、今後は、山林火災に対応した消防水利の確保に向けた計画的整備が必要である。

一方、救急業務についても広域消防組合で行っているが、装備の近代化を進め、更に防災ヘリコプターとの連携など、救急体制の充実と救急車が到着するまでの応急処置の普及が重要となっている。

(イ) 防災

近年、江の川の増水による被害は、堤防の構築や河川情報システムなどの災害情報通信網の整備により、人的被害は皆無となっている。近年自治会による自主防災組織活動が盛んになり、川本町災害避難訓練を通じ、防災意識が向上している。洪水、土砂災害等、早期避難による人的被害回避につながっているものの、集落は地理的条件による急傾斜地や地滑り地を背後地に控えているため、集中豪雨による急傾斜地の崩壊・地滑りなどによる土砂災害への対応が急がれる。

今後は、特に高齢者世帯への防災や防犯パトロール等により、早めの周知、避難・誘導等対策を講じる必要がある。

⑪ 治水・治山対策

(ア) 治水対策

江の川水系を中心とする治水事業は、水害から町民の生命と財産を守る根幹的事業である。現在、水害に強いまちづくりを目指して整備が進められているが、河川沿いの集落には、依然として水害の危険にさらされている地域がある。これらの地域は、ごく限られた平地に形成されているので、土地の有効利用を図りながら、安全で効率的、かつ、経済的な治水対策を進めていかなければならない。安心して暮らせる生活環境の整備は、定住の基礎的条件であり、早急な解決が求められる。

(イ) 治山対策（がけ崩れ、土石流）

森林資源の保全を図り、雨水を貯水する涵養的な水量調整によって、自然環境の保全と森林の公益的機能を効果的に機能させるには、山地災害危険地の見直しを進め、治山・急傾斜・地すべり事業を計画的に、かつ、効果的に促進し山地災害を未然に防止する必要がある。

また、近年発生している、がけ崩れや土石流などによる、人命・財産の被害状況を見ると、本町にも山地災害危険のある箇所が渓流183箇所、山腹209箇所がある。このようながけ崩れや土石流の発生危険地域においては、急傾斜事業或いは治山・地すべり事業による対策工事が進められ、以前よりは住環境整備が改善されつつあるが、点在する少数家屋の危険地区については整備が遅れている状況にあり、国や県の地区指定による補助治山事業制度等を導入し、早急な改善対策が必要である。

(2) その対策

① 市街地の整備

- 生活基盤整備の中での商工振興に向けた重点施策に取り組むとともに、地域住民とともに夢のもてる個性豊かな市街地の再構築を図る。
- 中心市街地に活力と魅力ある市街地空間を形成し、人と車の流れを生む為には、環状線道路網の拡充整備による川本波多線へのアクセス道路の拡充と、路線別に果たし得る機能分担の見直しが必要であることから、計画的な市街地内道路網の整備を図る。
- 既設道路や新設道路には、お年寄りや障害者も通行し易い幅の広いバリアフリーの歩道や駐車場を確保し、誰にも分かりやすい案内標識や簡易ベンチの設置・街路樹の植栽・カラーペーパー舗装を行うなど、地域住民に親しまれ利用し易い、美しい景観と個性豊かな地域づくりを推進する。

② 公園・緑地・広場

- すべり台やブランコなどの遊具や芝生の広場等、子どもたちが安心して遊べる場を整備する。
- 地域の特性にあった小規模な公園や広場を、美しい景観づくりを進めながら、子どもた

ちの遊び場やお年寄りの憩いの場として、あるいは災害時の避難場所として計画的に整備する。

- 農村公園と森林公園を美しい景観を活かした交流型観光の拠点として有効に活用する。

③ 公営住宅及び住宅環境

- 老朽化した公営住宅の建て直しを計画的に実施し、入居者の生活環境と住居環境の改善を進める。

④ 水道施設

- 普及率向上のため、地域住民一体となって未普及地区の改善を図り、既設施設については、各種条件に見合った施設能力を計画的に整備して行き、生活環境の向上と地域の自立を図る。
- 未給水地区の現状は、小規模集落で隣家が点在している。水源確保が難しい地域は飲料水供給施設整備事業の井戸掘削で解消を図る。
- 水源保全については、森林の貯留機能を強化するため、治水、治山、砂防等を推進するとともに、造林、保育を積極的に促進する。また、生活排水や農業排水の水質汚濁の防止に努め、水質の保全を図る。

⑤ 下水処理

- 平成21年度に見直しを行った「川本町下水道基本構想」を基に、下水道整備を行う。
- 住民の理解と協力を得ながら下水道事業を進めていき、予定処理区域以外については、浄化槽による整備を推進する。

⑥ 廃棄物処理

(ア) ごみ処理

- 分別収集においては、広報、防災無線、各種集会等において啓発を行うとともに、ごみの減量化、資源化に対する町民意識の高揚を図る。
- リサイクル運動に積極的に取り組みをしている婦人会等の団体や学校との連携により、生活環境の保全のための活動を推進する。
- 老朽化するごみ処理施設の計画的な維持修繕・改修を行う。

(イ) し尿処理

- 凈化槽の普及と処理施設の老朽化に向けて、施設の維持管理や社会的変化に即応した安定的で継続的な適正処理を図る。
- 凈化槽の維持管理を図るため、悪臭や水質汚濁の防止など、適正な維持管理思想を高揚

するとともに、衛生管理指導の強化を図る。

(ウ) 産業廃棄物

- 産業廃棄物の処理は、事業者（排出者）責任による処理を原則とし、適正な処理の周知徹底や指導を図る。
- 不法投棄においては、県や町民と連携し防止に努める。

⑦ 公害の防止

- 住民の公害に対する苦情や相談に迅速に対応するための窓口を開設し、適正な処理と解決に努める。
- 家庭の浄化槽を適正に維持管理し、石けん・無リン洗剤の使用促進や、家庭汚水対策など意識の啓発を図る。
- 河川の水質検査など、環境調査を実施して公害の未然防止に努める。
- 産業公害については、国・県と協力し、関係者に対する指導強化を図る。
- 住民活動グループ等が行う河川浄化活動等を支援する。

⑧ 地球温暖化防止対策

- 自治会、婦人会、商工会、事業者、行政等による協議会を設置し、各団体と行政との協働により啓発活動を行う。

⑨ 美しい景観のまちづくり

- 自然と歴史が織りなしてきた個性的な景観の価値を見直し、町民の創意工夫により、観光振興などにも役立つ、美しく魅力あるまちづくりを推進する。
- 地域の特性と実情に応じた景観条例を制定し、景観形成に努めていく。
- 自治会や団体が、自ら実施する花と緑の景観づくりなどの美化運動を支援し、美しい景観のまちづくり事業の促進を図る。
- イズモコバイモをはじめとする稀少植物の保護・保全を図る。

⑩ 消防・防災

(ア) 消防

- 住民の防災意識の向上、サラリーマン団員に対応した事業所等への消防団活動の理解と協力を要請する。
- 資材の整備や水利の確保、車輛等の消防設備の充実を図る。
- 消防団員による啓発活動として、救援・救護・広報活動・指導を行い、住民の防災意識の向上と消防団活動への新たな魅力を作り出し、自主防災組織を見直し、万一の大災害時

にも速やかな連携がとれる組織に再構築を図る。

- 常備消防の学校や自治会へ講師派遣により防火意識・応急手当の仕方を学び、消防及び救急活動への住民意識の向上を図る。
- 家庭消防隊等自主防災組織の強化を図るため、常備消防及び消防団の指導により、初期消火活動、防災訓練等を定期的に実施する。
- 集落により、救急車到達までの時間を相当要すので、蘇生可能時間である5分以内の応急措置ができるように措置技術の普及を図る。

⑪ 治水・治山対策

(ア) 治水対策

- 久料谷・谷・日向・谷戸地区における、江の川堤防の早期完成と改修の促進を図る。
- 因原堤防内水排除施設の整備を促進し、内水による浸水被害の防災に努める。
- 江の川支流の三谷川・矢谷川・濁川八面地区堤防の早期完成と改修の促進を図る。

(イ) 治山対策

- 山崩れ、土石流、地すべりなどの山地災害により、人家や公共施設などに被害を及ぼすおそれのある地区については、関係機関と連携し、災害が起こらないよう各種の防止対策を推進する。
- 台風、集中豪雨などによる山地災害に対応するため、危険地域などの復旧・予防対策を推進する。
- 集落などの近くにある災害の発生しやすい山地では、防災施設の設置や防災機能の高い森林の整備を推進する。

(ウ) 急傾斜地崩壊対策

- 既存施設の老朽化による維持補修が必要となってくるため、関係機関との連携を図り施設の機能維持を図っていく。

(エ) 地すべり対策

- 現に地すべりしている地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域においては、被害を未然に防止し、又は軽減を図るため地すべり防止区域として指定し、計画的な実施を推進する。

(3)計画

生活環境の整備に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3.生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	増補改良事業 基幹改良事業 簡易水道施設統合整備事業	川本町 川本町 川本町	
	その他	飲料水供給施設整備事業	川本町	
	(2)下水道処理施設			
	その他	合併処理浄化槽設置補助事業	川本町	
	(4)消防施設	消防救急デジタル無線整備 小型ポンプ付積載車整備 防火水槽整備事業	江津邑智 消防組合 川本町 川本町	
	(6)過疎地域自立促進特別事業	地球温暖化防止対策推進事業	川本町	
	(7)その他	河川浄化対策事業 急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 防犯パトロール車整備事業	川本町 島根県 川本町	

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

① 地域福祉

高齢者比率が高まる中で、ますます老人世帯が増加し、集落によっては全体が高齢者という状況も顕在化しており、こうした高齢化地域においては集落の維持も一段と厳しくなってきた。しかし、このような状況においても、住み慣れた地域や家で暮らしたいと願う気持ちは、人々が望む共通の事項である。

永年住み慣れた地域で安全に快適な生活を実現するためには、要援護者の必要とする要求に応じた、地域密着型の専門ケア・在宅ケアや予防的サービス・福祉増進サービスが身近なところで迅速に受けられることが必要であり、自立生活を支援し、その多様な生活を支える観点から、保健・福祉・医療機関のもとに各種サービスが総合的・一体的・効率的、かつ、継続的に提供される必要がある。

そのためには、地域包括支援センターが重要な役割を担い、そこを中心に、県・町並びに社会福祉協議会・ボランティア会・民生委員・福祉協力員等はもとより、事業者も交えたより強固で地域に開かれたサービスネットワークづくりが必要である。そして、地域の生活状況から生じる様々な物的要望・制度的要望に対して、きめ細やかな環境改善事業を行うとともに、みんなが支え合う福祉の土壤づくりに向けた組織化活動を積極的に推進しなければならない。

更に、地域福祉の推進には、民間組織活動が欠かせないが、とりわけ、社会福祉協議会の役割が重要である。しかし、最近の急激な福祉制度の変革に対応する体勢が、極めて脆弱^{ぜいじやく}であり、必要とする要求が複雑多様化する中、公的事業と民間事業との総合的な推進が望まれている。

また、地域できめ細かい福祉サービスを提供していくためには、民生児童委員や福祉協力員による日常の活動が重要であり、相談指導や助言のできる福祉教育の推進と関係機関・団体・人の力による相互連携活動のできる条件整備を行わなければならない。

なお、友愛訪問・給食サービス・家庭介護等の個別的ニーズには、自発性に支えられたボランティア活動が欠かせないため、組織と人材の育成を図っていくことが必要である。

これらの、福祉サービスを町として総合的に推進するため、島根県から権限移譲を受けて、平成21年4月に川本町福祉事務所を設置し、総合的な福祉の推進に努めている。

② 高齢者の福祉

平成12年4月から始まった介護保険制度も、当初の給付を主とした制度から介護予防の視点を重視したものに制度改正され、地域に密着したサービスにも重きを置いて事業実施がされている。

住民ニーズも多様化しており、それらに対応できる体制や制度の整備、施設の検討等も重要な課題である。そのためにも、介護保険の効率的、公正な運営を図るべく、邑智郡総合事務組合を保険者とした広域的な取り組みを行っているが、地域的サービス・保険料・認定業務などに多くの課題を表面化している。

したがって、住民に身近なネットワーク活動を構築し、何時でも・何処かで・誰かが・見守る安心な日常生活を実現する必要があり、そのためにも町が各種民間活動を活用し、組織や住民の力によって地域連帶の中で広く住民の要望に応える施策を展開する必要がある。

一方、介護保険のサービス対象外者に対する福祉サービスとしては、温泉施設を併設した介護予防施設「悠湯プラザ」を活用した通所型のミニディサービス、配食サービスや軽度生活援助等の生活支援事業、及び転倒防止・認知症防止・食生活改善等の介護予防事業やミニディサービス事業などを実施している。

要援護者の状況は勿論、それを支える介護者の状況も様々であり、福祉サイドのみでなく保健や医療面からのアプローチを必要とするものがあり、各種サービスの提供にあたり、実施主体の連携を強化し、保健・医療・福祉のサービスの調整により一体的な実施と効率的なサービス提供を図る必要がある。

また、高齢化の進行と共に元気な高齢者も増加し地域の担い手となる者も多く、生きがいのある老後にするためには、経験を生かした働き場の確保による生活が大切であり、健康維持のための軽スポーツの推進と、趣味、学習活動のできる環境づくりが必要である。また、意欲的な高齢者に対しては、自らの豊かな長寿社会づくりに向けて積極的に社会参加できる条件整備が必要である。

人口と受給者数集計表

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
総人口	4,199	4,086	4,022	3,938	3,878
40歳以上～65歳未満	1,320	1,246	1,223	1,197	1,177
65歳以上	1,609	1,610	1,607	1,602	1,598
65歳以上～70歳未満	278	310	301	304	304
70歳以上～75歳未満	373	329	324	305	280
75歳以上～80歳未満	349	353	353	343	348
80歳以上～85歳未満	314	290	287	288	289
85歳以上	295	328	342	362	377
高齢化率（65歳以上）	38.3%	39.4%	40.0%	40.7%	41.2%
後期高齢化率（75歳以上）	22.8%	23.8%	24.4%	25.2%	26.1%
被保険者（対象）数 A	2,973	2,898	2,861	2,820	2,812
第1号 B	1,628	1,634	1,627	1,611	1,620
第2号 C	1,345	1,264	1,234	1,209	1,192
認定者数 D	352	343	354	356	361
第1号 E	348	338	348	350	355
第2号 F	4	5	6	6	6
認定者率 D/A	11.8%	11.8%	12.4%	12.6%	12.8%
第1号 E/B	21.4%	20.7%	21.4%	21.7%	21.9%
第2号 F/C	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%

③ 児童福祉

近年、少子化・核家族化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化している。合計特殊出生率の全国平均値が落ち込むなど特に少子化問題は深刻な状況にある。また、地域における人間関係のつながりの希薄化などの進行により、家庭や地域における養育機能の低下や育児の孤立化による子育て負担感の増大が生じ、更なる子育て支援の充実・強化を図ることが急務となっている。

町としても、次代を担う子どもを安心して生み育てる子育て支援体制を築くため、町民のニーズ調査の実施結果に基づき保育サービスの充実・育児の孤立化による負担感の解消を図るなど、支援体制の確立に努め、行政、町民、家庭、地域等が連携し、一体となった子育て支援体制を築くことを目指している。

重点の支援の一つとして、保育サービスの充実を図っている。本町には社会福祉法人川本福祉会が運営する保育所が3箇所あるが、保育サービスに対する要求も多様化しているなか、乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育をおこなっている。また、在宅児の家庭に対し

て、保育所を一般開放し、子どもを遊ばせながら、育児についての相談にのるなどサービスの充実に努めている。

しかし、少子化の影響により、児童数の減少傾向が続き、経営的に厳しい状況にあり、経費の節減等に務めている。また、慢性的な保育士不足による職員への負担など、運営上の課題も多い。このため、今後も、保育所における体制の整備を図り、ゆとりのある保育をおこなっていけるよう支援する必要がある。

今年度から、これまで、旧幼稚園にあった次世代サポートセンターと川本保育所にあった子育て支援センターを一本化し、子育てサポートセンターとして再構築した。子育て相談や、子ども達の居場所として機能している。設置場所についても、これまでの声を反映し、利便性等を考慮してすこやかセンターに置いた。

これからも町民が安心して子どもを生み・育てる環境づくりを推進していく必要がある。

④ 母子（父子）福祉

母子・父子家庭では、社会生活を営む中で子供の教育・進学・就職など様々な社会的悩みを抱えている。こうした悩みを解決できる相談窓口の充実や支援組織の強化が必要である。

⑤ 障がい者福祉

障がい者福祉の最大の課題は、障がい者自身が家庭や地域で自立した生活をし、社会参加できる環境整備を図ることである。障がい者の障がい程度や状況が様々であるため、きめ細やかな対応が望まれており、障がいの早期発見・療育指導・障がい児教育・機能訓練等の状況に応じたサービス提供が必要である。

平成15年度より、従来の措置制度から支援費制度へと改正され、障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障がい者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用することになった。こうした中で、利用者のニーズに合った、より良いサービスを選択できる基盤を整備することが課題であり、近隣市町や各関係機関と連携をとり、広域的なサービス基盤の整備を図る必要がある。

本町には、従来の心身障がい者共同作業所と精神障がい者共同作業所を統合した形で、かわもとワークスが発足し、幅広く障がい者の社会進出を支援している。また、小規模ながらグループホームも開設されたところであるが、今後とも各障がい者のニーズにあったサービスが提供できる体制整備が必要である。また、平成22年10月に設立された、川本町障がい者福祉協会（知的・精神・身体の3障がい合同）の活動を支援しながら、障がい者福祉サービスの充実を図る。

⑥ 保健対策

町民がすこやかに健康に暮らすためには、妊産婦、乳幼児から老人に至るまで、一貫した

保健事業を展開する必要がある。

母子保健対策では、心身の健全な発達を促し、異常の早期発見を行うため、4～5か月、1歳6か月児、2歳児、3歳児、4歳児を対象に健康診査を実施しているほか、月1回、育儿不安の解消と子ども、母親同士の交流を図ることを目的として、妊婦、乳幼児相談も行っている。

また、子どもの生活習慣の改善や食を通じて自分の体に関心を持ち、バランスのよい食べ方、食事のマナーなど「食育」について学ぶ「親子クッキング教室」を保育所で実施している。小、中学校では、小児生活習慣病予防検診を実施しており、その結果を基にテーマを決め、「小児生活習慣病予防教室」を実施している。

成人保健対策では、疾病の早期発見、早期治療を目的に各種検診を実施しているが、糖尿病、高血圧症、脂質異常などに代表される生活習慣病の患者は年々増加し、現在では川本町の医療費のおよそ30%を占めるにいたっている。

糖尿病、高血圧症や脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、平成20年度より特定健康診査及び特定保健指導を実施しており、今後も受診率の向上に努め生活習慣病等の予防を進め医療費の削減につなげる必要がある。

また、本町は、がんの死亡率が高いが、各種がん検診の受診率をみると、横ばい状況である。早期がんを発見するためにも受診率を高めるとともに、がん予防（一次予防）を重視した健康教室の開催を行っていく必要がある。

高齢者対策については、高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるように「健康づくり」「生きがい活動」「介護予防」が重要である。そのため、生活機能評価を実施し、それぞれの状態に応じた介護予防の取り組みを推進していく必要がある。

特に、介護予防対策として、「ミニデイサービス」、「転倒予防教室」や男性を対象とした「男の料理教室」高齢者を対象とした「高齢者かんたん料理教室」などを開催している。

歯科保健対策として乳幼児健診における歯科健診とブラッシング指導、保育所、小学校における健康教室、在宅の3歳、4歳、5歳児へのフッ素塗布、保育所、小学校、中学校におけるフッ素洗口、節目の成人に対する歯科健診及び高齢者に対する口腔ケア指導等を行い「8020運動」の推進を図っている。

資料 14

1. 胃がん検診

年度	対象者	受診者	受診率	がん発見
H元	2,540	546	21.5%	0
H3	2,706	449	16.6%	2
H5	2,601	553	21.3%	0
H8	2,600	414	15.9%	2
H11	2,290	373	16.3%	1
H13	2,224	335	15.1%	2
H14	2,178	310	14.2%	2
H15	2,190	327	14.9%	0
H16	2,192	320	14.6%	0
H17	2,049	334	16.3%	1
H18	2,125	355	16.7%	1
H19	2,080	285	13.7%	0
H20	2,111	275	13.0%	0
H21	2,090	370	17.7%	1

2. 子宮がん検診

年度	対象者	受診者	受診率	がん発見
H元	1,820	385	21.2%	0
H3	1,866	487	26.1%	0
H5	1,759	497	28.3%	0
H8	1,765	335	19.0%	0
H11	1,489	204	13.7%	0
H13	1,351	283	20.9%	0
H14	1,415	235	16.6%	0
H15	1,367	210	15.4%	0
H16	1,398	232	16.6%	0
H17	1,555	243	15.6%	0
H18	1,640	238	14.5%	1
H19	1,697	134	7.9%	0
H20	1,622	180	11.1%	0
H21	1,644	167	10.2%	0

3. 乳がん検診

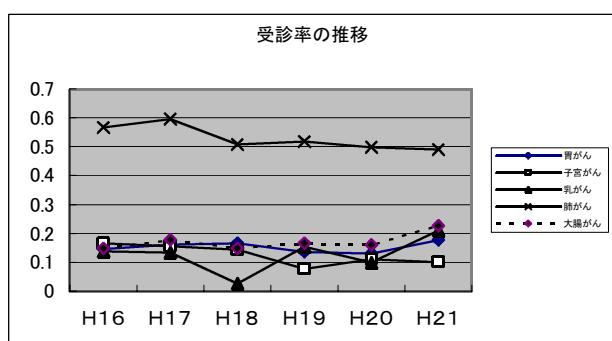
年度	対象者	受診者	受診率	がん発見
H元	1,820	106	5.8%	0
H3	1,866	188	10.1%	0
H5	1,759	482	27.4%	0
H8	1,765	343	19.4%	1
H11	1,489	304	20.4%	0
H13	1,351	275	20.4%	1
H14	1,415	220	15.5%	0
H15	1,367	210	15.4%	0
H16	1,395	193	13.8%	0
H17	1,555	209	13.4%	0
H18	1,330	36	2.7%	0
H19	961	148	15.4%	0
H20	1,339	133	9.9%	0
H21	1,310	277	21.1%	0

4. 肺がん検診

年度	対象者	受診者	受診率	がん発見
H元		318	0	0
H3		479	1	1
H5	2,044	1,426	69.8%	2
H8	2,006	1,415	70.5%	2
H11	1,985	1,424	71.7%	1
H13	2,073	1,298	62.6%	1
H14	2,078	1,198	57.7%	0
H15	2,078	1,271	61.2%	0
H16	2,032	1,152	56.7%	1
H17	1,920	1,144	59.6%	0
H18	2,048	1,042	50.9%	0
H19	1,980	1,026	51.8%	0
H20	2,111	1,054	49.9%	1
H21	2,091	1,027	49.1%	0

5. 大腸がん検診

年度	対象者	受診者	受診率	がん発見
H元		211	0	0
H5		307	1	1
H8	2,044	156	0	0
H9	2,006	241	2	2
H10	1,985	348	17.5%	1
H11	1,978	37	1.9%	0
H12	2,073	290	14.0%	1
H13	2,064	315	15.3%	2
H14	2,078	208	10.0%	1
H15	2,190	284	13.0%	0
H16	2,174	324	14.9%	0
H17	2,049	364	17.8%	1
H18	2,125	317	14.9%	1
H19	2,080	347	16.7%	2
H20	2,111	338	16.0%	2
H21	2,091	473	22.6%	1



(2) その対策

① 地域福祉

- 介護福祉制度の円滑な実施を図るため、制度の趣旨の普及・啓発及び情報提供の周知に

向けて、広報誌による広報活動・広聴意識調査・集会などを実施する。

- 町内の福祉団体・施設・機関との事業の連携と増進、及び従事者の施設間交流を促進し、看護・リハビリテーション・カウンセリング・介護教育など身辺介護サービスを推進する。
- 地域を支える支援団体・組織・ボランティアの育成を行い、更にそのネットワーク化を推進して地域連帶の強化を図る。
- 地区の民生児童委員・福祉協力員・老人クラブ会員や郵便局配達員等が、独居老人への声かけや安否確認・福祉意識の高揚・安心感の提供・生活支援等の見守りネットワークの充実を図る。
- 老人クラブの育成強化を図り、学習やスポーツ・趣味活動など、生きがいのある活動の場の提供と友愛訪問による交流活動を推進する。
- ボランティア教育と実践活動を推進し、併せて、学校や職場でのボランティア意識の高揚を図る。

② 高齢者の福祉

- 介護保険制度に基づき、要介護者のきめ細かいサービスと、介護予防事業を推進すると共に、在宅の虚弱老人や家族の要求の把握に努め、適正で効果的な在宅福祉の充実に努める。
- 介護保険制度の充実を図り、地域格差のない均一なサービス提供に心がける。また、元気老人に対するサービスを引き続き継続していく。
- 独居高齢者等の在宅生活を支援するため、配食サービスや緊急通報システムなどの充実を図る。
- 通常の交通機関による移動が困難な在宅の高齢者に対し、医療機関への通院等を支援するための移動手段の整備を図る。
- 在宅福祉サービスの提供を個々の団体で行うことなく、総合的、体系的に提供できるよう地域ケア会議の充実強化を図り、併せて地域包括支援センター事業の充実に努める。
- 高齢者人材センターを活用し、豊かな知識・技能・経験を生かし、就労の機会の提供や生きがい対策に努める。
- 寝たきり老人や虚弱な老人・重度の身体障がい者に対し、非課税世帯者に紙おむつ購入の一部補助等を行う。

③ 児童福祉

- 女性の社会進出や就労形態の多様化に対応した保育体制の充実と運営の健全化を図る。
- 保護者の負担軽減を図るため適正な保育料の設定を図る。
- 少子化対策の推進、育児の孤立化の解消のため、子育てサポートセンター、つどいの広場の充実強化を図る。

- 子育てや子ども自身の悩みについての相談受け、他機関との連携や相談機能の強化に努める。
- 障がいの程度に応じた、きめ細かな障がい児保育の推進を図る。
- 地域に開かれた保育事業を推進するため、老人福祉施設訪問等世代間交流や地域における異年齢児交流、郷土文化伝承活動等を推進する。

④ 母子（父子）福祉

- 母子家庭等の自立を援護するため、児童扶養手当や母子福祉資金制度など支援策の活用を図り、母子（父子）ならではの悩みごとの相談と指導体制の充実を図る。

⑤ 障がい者福祉

- 障がい者が地域社会の中で、就労の場の確保や社会参加ができるよう関係施設や機関等の整備・運営の支援を図る。
- 障がい者の障がい程度の軽減や社会の適応能力を高めるなど、社会復帰に向けたサービスの提供に努める。
- 特別支援学級等の振興のため、内容・方法・質等の充実の他、適正就学指導に配慮した適切な教育に努める。
- 在宅障がい者の援助については、社会福祉諸制度の活用や保健師・ホームヘルパー・地域ボランティアによるきめ細かな在宅福祉サービスと、通所者が快適に作業できる環境・施設の整備を図る。
- 関係機関と連携をとり、広域的なサービスを提供するため、支援体制の強化に努める。

⑥ 保健対策

- 育児不安の解消や仲間づくりの場として妊婦、乳幼児相談を充実、強化していく。
- 父親が積極的に育児参加しやすい環境づくりや健康教育を行っていく。
- 学校保健と連携を図り、これから親になる中、高生を対象に乳幼児とのふれあい体験学習や性教育を行っていく。
- 保育所、小・中学校、高校と連携を図り、一貫した「食育」事業を展開していく。
- 特定健診や各種健康診査の受診率向上に努め、疾病予防（一次予防）を重視した健康教育を開催していく。
- 住民が主体となった健康づくり活動を推進していく。
- 介護予防に向けて、筋力向上トレーニング、転倒骨折予防、閉じこもり予防等の事業を展開していく。
- 精神障がい者が住み慣れた地域で、自立した生活が継続できるよう支援していく。
- 川本町食育推進計画、川本町健康推進計画に基づき、具体的な計画の実施に取り組んでいく。

(3)計画

高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4.高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(7)過疎地域 自立促進 特別事業	介護予防事業 地域活動・子育て支援事業	事業者 川本町	

6. 医療の確保

(1) 現状と問題点

① 医療の確保

本町には、病院 1・診療所 1・歯科診療所 2ヶ所があり、診療科目については、総合内科・外科・整形外科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・麻酔科・7科で病床数は 85 床、このほか介護保険による入所施設として、介護老人保健施設 30 床があり、住民の健康維持を図っている。しかし、診療日が限定されいる診療科目が多いことや、疾病に応じて対応できる設備の不足や医療施設の地理的な遍在等、恵まれているとはいえない現況である。

さらに、高齢化に伴う疾病構造の変化と医療技術の進歩・医療保険制度の充実等が相俟つて医療需要も複雑・多様化しているなかで、医療技術者・看護師の確保がますます深刻化してきている。このような現状を参考にしながら、住民が生涯を通じて健康な生活ができるよう医師・医療設備体制の充実を図ることが必要である。

救急医療体制については、第 1 次から第 3 次までの 3 段階によって救急医療体制が図られている。第 1 次救急医療体制は、昭和 51 年 4 月から邑智郡医師会による在宅当番医制によって、休日昼間の診療体制が図られているが、平成 22 年 4 月からの大田市立病院の救急指定取り下げに伴い必要性が増加している。今後も体制の維持等について検討していくこととする。第 2 次救急医療体制は、昭和 53 年 10 月から浜田医療センター・済生会江津病院・公立邑智病院が病院群輪番制病院として指定を受け、急患に対処している。第 3 次救急医療体制については、県立中央病院及び浜田医療センターが対処している。

救急患者の搬送については、「住民が緊急の場合、いつでも・どこでも・より早く適切な医療が受けられる体制」を目指して昭和 47 年から発足した江津邑智消防組合により行われている。しかし、山間へき地が多いため現場到着時間の短縮に向けた、道路網の整備も重要な課題となっている。併せて、ドクターヘリの運行による活用を図る必要がある。

国民健康保険制度は、高齢化社会の進展と共に重要な役割を果たしている。しかし、国民健康保険をとりまく情勢は、ますます厳しさを増し、高齢者や低所得者層の増加や、県平均を大きく上回る医療費によって、その事業運営が厳しい状況に置かれている。このため、早期発見、早期治療や受診率の向上による医療費の適用適正化対策・特定健診率の向上等、被保険者の健康づくり事業を強力に推進していく必要がある。

疾病構造は、近年の急激な社会変化と人口の高齢化により、がん・心臓病・高血圧・脳卒中等の慢性疾患が増えている。疾病構造や医療技術の進歩により医療費も増大し、特に高齢化の進むなか、後期高齢者医療費の増加も著しい。

住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る。」という意識を高め、日常生活を通じて健康づくり活動を推進しなければならない。

(2) その対策

① 医療の確保

- 地域医療の確保のため予防から治療・リハビリテーションを含めた保健医療サービスの供給体制の整備を図る。
- 地域の救急医療体制の確立を図るためにには、医師会の協力のもとに休日・祝日・夜間に診療が受けられる定まった医療機関の指定が望まれる。また、救急患者については、救急自動車の中で応急処置ができる救急救命士の養成・確保と搬送体制の強化を行う。さらに、第3次救急医療の支援を受けている県立中央病院及び浜田医療センターとの連携を強化する。
- 国民健康保険においては、保険給付の適用の適正を期するため、レセプト点検に力を入れる。また、医療費通知を被保険者に送付して健康に対する認識を深めるとともに、多受診者への訪問指導を行う等、事業の健全な運営に努める。
- 健康診断の長期未受診者に対しては、人間ドックを奨励して疾病の早期発見に努める。
- 邑智郡の中核的な医療機関である公立邑智病院や町内の医療機関である加藤病院等の支援を行い、地域医療の確保を図る。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5.医療の確保	(3)過疎地域 自立促進 特別事業	在宅当番医制運営委託 地域医療体制確保事業	邑智郡医師会 医療機関	

7. 教育の振興

(1) 現状と問題点

① 幼児教育

幼児期は、人間形成の基礎部分を培うための極めて重要な時期である。この時期の教育は、地域社会、家庭、保育所といった幼児教育の専門機関等が密接な連携をとりながら、一人ひとりの望ましい発達を促していくことが大切である。

しかしながら、少子化・高齢化・過疎化等の社会環境変化に加え、核家族化と女性の社会進出による家庭環境の変化が、幼児を育む環境を大きく変革してきている。これは、幼児が成長発達していく段階で直接体験し体感することにより、多くを学び、人間形成の糧となるべき大切な部分が得られにくい状況である。すなわち、少子化により幼児相互のふれあいの減少で、集団生活への適応が懸念されたり、核家族化により高齢者との接触の欠乏は幼児のみならず家族の中での思いやりの心づくりに多少なりとも影響を及ぼしている。

また、幼児期の教育のあり方は若者の積極的な定住促進や地域活性化とも深く関わりを持っており、地域実情や地域環境を踏まえて特色ある機能分担や教育のあり方を推進する必要がある。

幼児教育は就学前の幼児を対象としていること等を踏まえつつ、幼児教育の機能を担う施設の役割分担と融合性といった独自の環境を充実し構築する。また、幼児期の家庭教育、地域社会における教育については、家庭教育の重要性について見つめ直し、考える機会の提供や、体験活動の機会の充実など地域で子どもを育てる環境の整備を進める。

平成22年度からは、「子育て支援センター（川本保育所内）」と「次世代サポートセンター」の機能を合わせ、川本町の子どもたちと、それに関わる人々をつなぐ、子育ての拠点施設「子育てサポートセンター」をすこやかセンターかわもとに設置し、乳幼児から子ども、若者、また子育てに関わる全般のサポートを行っている。

② 学校教育

本町の学校教育は、川本町教育目標のもとに各学校それぞれの教育目標を掲げて、特色ある教育活動を行っているが、基本の習得とともに、自ら学習する力を身につけさせ、一人ひとりの個性と能力を伸ばすことに力点を置いた教育を行ってきた。

しかしながら、生徒・児童数の減少は深刻な問題であり、小学校3校のうち「へき地校」の指定を受けている三原小学校は、平成15年度から完全複式学級を編成し学校運営をしており、川本西小学校も平成20年度から3・4学年、5・6学年が複式学級を編成し学校運営を行っている。

このような状況の中で、3小学校における望ましい学校経営や学習集団のあり方が問われてきており、「川本にふさわしい、これから的小学校像」を探り、児童及び保護者、地域住

民が望む教育ニーズに合致させ、良い小学校教育を実現させるため、その具体策を川本町学校統合審議会から「川本町立小学校の統合について（答申）」として平成22年3月に教育委員会が受け、平成22年4月に「川本町立小学校統合方針」を策定し、学校統合の方向性を示した。

資料 15

小中学校児童、生徒数の推移

(単位：学級数、人数)

項目 年度	川本小		川本西小		三原小		川本中	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
13年度	8	113	7	52	5	29	4	120
14年度	9	108	5	52	5	30	5	104
15年度	9	102	5	51	4	29	5	105
16年度	9	104	6	53	4	28	4	92
17年度	7	106	6	53	4	26	4	90
18年度	7	95	6	50	4	22	4	83
19年度	6	106	5	47	3	17	4	82
20年度	6	97	4	40	3	16	4	94
21年度	6	104	4	37	3	12	4	86
22年度	6	103	4	41	3	12	4	88
23年度	6	99	4	40	3	11	4	82
24年度	6	99	4	42	3	12	4	82
25年度	6	96	4	50	3	12	4	77
26年度	6	96	4	48	3	11	4	71
27年度	6	93	4	52	3	9	4	71

※平成22年度以降は推計値

小・中学校の施設整備は、平成3・4年度川本西小学校校舎・体育館、平成5・6年度三原小学校体育館・校舎の改築を行い、平成8・9年には、川本小学校校舎の大規模改修工事を行った。今後は、川本中学校が建築後25年を経過して、建物の損傷や老朽化が生じているので、大規模改造や耐震計画の必要がある。

また、高度情報化社会に対応し、情報を正しく活用する能力の育成を図るため、情報教育を推進する必要があるが、一方で高度情報化社会における情報操作の道徳的な視点も取り入れた教育を推進する。平成21年度から取り組んでいる光通信網の敷設に伴い、これらの通信基盤を活用した環境整備も進める。

学校給食は、川本西小学校・三原小学校の校舎改築に合わせ、川本小学校で一括調理して運搬する川本町立小学校共同調理場と中学校の単独調理場があったが、平成20年度から中学校の単独調理場を廃止し、共同調理場として一体化したところである。しかし、共同調理場の施設老朽化による施設の近代化が求められていることから、学校統合に合わせた新たな給食センターの建設が急務である。

また、小学校統合等に伴い、地域の交通機能を備えたスクールバスのあり方も検討していく必要がある。

③ 人権教育

「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、患者及び感染者等の人権問題を解決していくため、学校、行政、関係機関、企業等と連携して人権教育・啓発を推進していく必要がある。

本町においては、川本町同和教育推進協議会を中心に、幼児・児童・生徒・一般が一緒に取り組む町人権のつどいをはじめ、公民館・集会所等での研修会の実施や女性団体・民生委員等、各団体を対象とした研修を行い、同和問題をはじめとするあらゆる差別問題解消を目指して人権教育・啓発に取り組んできた。実態的差別は徐々に解消されつつあるが、「差別はもうなくなった」等の同和問題に対する誤った現状認識や同和問題解決への展望を欠いた傍観的な考え方を見られる。実態と背景を正しく捉え、それを克服し、払拭するための学習内容の構成に努めることが大切である。

また、川本町人権・同和教育担当者会を通じて、保育所・小学校・中学校・高等学校・教育行政の担当者が連携を図り、一貫した人権・同和教育の推進を目指している。特に「進路保障」の取り組みにおいて、この担当者会は重要な役割を果たしている。人権のつどい等において、学校等の取り組みを広く住民に知らせることによって、住民への啓発活動にもつながっている。

これからも幼児から高齢者に至るすべての人々が、真に尊重される社会の実現と住みやすく個性豊かな魅力あるまちづくりを目指して、人権問題に関する学習活動や各種交流活動を地域住民の実態やニーズに応じ展開し、学習の一層の充実を図っていく必要がある。

④ 社会教育

少子・高齢化、情報化、国際化など急激な社会の変化に伴い、町民の学習ニーズも変化、多様化し、行政、民間を問わず生涯学習環境の充実整備が求められている。このため、本町では家庭、学校、地域との連携、ネットワークづくり、情報の発信と共有、ボランティア活動支援体制の整備を中心に考え、町民が個性を生かし楽しく学習し、生きがいの持てる社会教育の推進を目指している。本町の生涯学習の拠点として、悠邑ふるさと会館、川本西公民館、川本北公民館の3施設が存在し、それぞれ特色のある学習機会の提供を心掛けているが、地域毎に生涯学習に対する意識の違いが見られるため、地域のニーズにあった学習活動を提供する必要がある。

町の中心部から離れた西公民館、北公民館には、地域の住民が求める情報の受発信を行うためパソコンを整備しており、今後これらの公民館を各地域活性化の拠点、あるいは行政の出先機関として有効に使用していくことが重要である。

今後は、各公民館を新たな地域コミュニティの拠点とし、集落支援員の配置を検討する等、地域住民の多様なニーズに対応していく必要がある。

また、悠邑ふるさと会館にはかわもと図書館が併設されており、かわもと音戯館も隣接している。邑智郡の文化振興の拠点施設としてだけでなく、生涯学習の拠点としての機能強化も図られている。

地域の連帯感が薄れる傾向にあると指摘される中にあって、家庭、学校、地域が連携し、地域の子どもは地域で育てるという取り組みが行われている。地域のボランティアグループや地域の人材、関係機関が中心になって子どもたちの生きる力を育むために、自然体験をはじめとする様々な体験活動を提供している。この活動が更に拡充し、本町における地域教育力の活性化につなげる必要がある。

⑤ スポーツの振興

社会的な余暇時間の増大と高齢化時代を迎え、人々が健康に対する意識を強める一方で、本町においては、人口の減少にともないスポーツ人口も伸び悩む傾向にある。

川本運動公園内には、野球場、50mプール、ゲートボール場が整備されている。しかし、老朽化や今後の維持管理の面において多くの課題がある。かわもと音戯館には25mの室内温水プールもあり、幅広い年齢層が年中利用できる環境を有する。

スポーツの形態としては、高齢化や住民のニーズの多様化により、誰もが参加して楽しめるゲートボール、グランドゴルフ、ペタンク等、レクリエーション的なスポーツが普及しているほか、少子化が進行する中でも野球、柔道、剣道等の青少年スポーツ活動が、地域と一体となって意欲的な活動を行っている。

平成23年度の春には、町体育協会やスポーツ少年団と連携し、総合型地域スポーツクラブの設立を行い、住民主体によるスポーツ振興と新たなリーダーの育成を図る必要がある。

⑥ 国際交流

近年の交通、情報通信網の発展にともない国際交流が地域社会においても身近なものになってきている中で、本町もこれまで積極的な国際交流事業を進めてきた。

平成元年度からは英語指導助手の招致事業により多くの青年を受け入れ国際色豊かな交流などを行っており、小中学校への語学指導だけでなく、地域住民との異文化交流や保育所の園児との交流などを行っている。

今後は、こうした交流を地域住民まで浸透させ、お互いの国の文化、歴史、習慣、風俗を理解し合い、開かれた交流の促進が必要である。

⑦ 島根中央高等学校の支援

本町には、平成19年4月に県立川本高等学校と県立邑智高等学校が統合され発足した島根県立島根中央高等学校が存在する。

平成17年度から教育振興事業費助成金として、修学援助（通学費・寮費）、部活動振興

(横断幕等)、学校教育振興（学校案内印刷）等の支援を行っており、教育環境の整備に一定の成果を得ている。しかしながら少子化による生徒数減少の影響や他校でも同様の支援が行われてきたことから、島根中央高等学校独自の魅力創出が新たな課題となっている。

（2）その対策

① 幼児教育

- 地域社会、家庭、保育所等の専門的機関と密接な連携を図り、一人ひとりの望ましい発達を促す。
- 世代間交流や幼児期からの郷土音楽・郷土芸能教育、読書ボランティア等の活用に取り組むなど、家庭や地域社会における教育力を重視し、社会全体で子どもたちの豊かな感性・人格形成に取り組む。
- 子どもたちが農業にふれながら、「食への自立」ができるよう取り組む。

② 学校教育

- 少子化を起因とする地域住民との児童・生徒との希薄なつながりを解消するために、地域・学校・家庭が連携して教育の地域環境づくりに努める。
- 学校施設を地域に開放し地域住民の生涯学習の場とともに、児童・生徒の地域行事への参加により地域に開かれた学校としての連帯を深める。
- 特色ある学校を推進するために課外授業を積極的に取り入れ、地域で活躍する住民を特別講師として招き、命の尊さ、自然のすばらしさ、力を合わせることの大切さなどの体験学習を図る。
- 高度情報化社会に伴う様々な情報を正しく活用する能力の育成について、情報操作の道徳的な視点を取り入れた教育を推進する。
- 特別支援学級の中で、特別な配慮・支援を必要とする児童への対応を推進する。
- 新たな学校給食施設を整備し、安心安全な給食の提供と地産地消の推進を図る。
- スクールバスの安全運転のため、乗務員に安全教育を行うほか、車両の更新や車庫の整備等を行う。

③ 人権教育

- 川本町人権・同和教育担当者会の取り組みを充実させ、保育所、小学校、中学校、高等学校、教育行政の担当者が更に連携を深め、意見交換、情報交換の中から得たものを学校教育、社会教育現場で活用し、人権教育・啓発の推進を図る。
- 効果的な研修活動を行うため、住民が学習主体者となる参加型学習や身近な生活中の人権に関する教材を取り上げた学習など学習方法の創意工夫を図る。
- 同和問題をはじめとするあらゆる差別問題解決に熱意のある人材を発掘し、指導者養成

事業を計画的に実施するとともに、研修機会の拡充を図り、指導者の養成と確保、指導体制の充実強化を図る。

- 人権教育・啓発推進計画を策定する。
- ④ 社会教育
 - 地域活性化の拠点としての公民館活動をより一層充実させ、既に配備した公開用パソコンの活用や、非常勤館長の配置など充実した職員体制の確保を図る。
 - 悠邑ふるさと会館を、文化振興だけでなく生涯学習の拠点として捉え、併設した図書館や音戯館を含めた有効活用を図る。
 - 多様な学習要望に応えるため、幅広い学習分野の開設に努め、このための指導者の人材確保については、人材登録制度を確立し、人材の育成と養成による活用を図る。
 - 図書館の蔵書の充実を図り、地域公民館施設に対する定期的な図書の貸し出しを行い、生涯学習のための知識、趣味、参考書などを整備して、地域文化の振興を図る。
 - 地域で子どもを育てる環境の充実、人間性豊かな青少年の育成のための体制を整備する。

⑤ スポーツの振興

- 既設のスポーツ施設の修理、補修、改築などの維持管理を計画的に実施することにより、施設利用者の便宜を図り、充実した施設開放に積極的な取り組みを行う。
- 幅広い年齢層で誰でも楽しめる新たなスポーツの振興を図る。
- 住民主体のスポーツ活動を推進するため、町体育協会やスポーツ少年団と連携し、総合型地域スポーツクラブの設立を行い、スポーツ少年団指導者の育成や、各スポーツ団体のリーダーを育成し、自立と自主的な運営に努める。
- 小・中学校の体育館を地域住民に夜間解放して、スポーツ振興に努めるとともに、年次計画書に基づいた体育施設の修繕、改修を行う。
- 幅広い年齢層において他地域とのスポーツ交流を積極的に行い、相互のスポーツ振興を図る。

⑥ 国際交流

- 語学指導及び国際交流を継続して推進するために、語学指導助手を引き続き受け入れ、小中学生、一般の語学力向上と国際交流を推進する。
- 語学指導助手を町単独で招致し、より効果的な活用を図る。

⑦ 島根中央高等学校支援

- これまでの修学援助（通学費・寮費）に加えて、高等学校の魅力である「学力の向上」と「部活動の強化」を図るため、専門の指導者との契約による指導を行う。

(3)計画

教育の振興に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6.教育の振興	(1)学校教育 関連施設 校舎	中学校教室棟補強工事 小学校大規模改修工事	川本町 川本町	
	屋体運動場	小学校屋体補強工事 中学校屋体補強工事	川本町 川本町	
	スクールバス	スクールバス整備事業 スクールバス車庫整備事業	川本町 川本町	
	給食施設	学校給食センター整備	川本町	
	(3)過疎地域 自立促進 特別事業	スクールバス運行事業 島根中央高校教育振興支援事業	川本町 川本町	

8. 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

① 地域文化

本町では昭和59年に、町の活性化と魅力的な町づくりを進めるため、「豊かな心」・「創造」・「調和」を基本理念に「緑にこだます音楽の里」計画を策定し、これまで様々な施策を展開してきた。音楽活動の拠点施設として、昭和61年には中国地方最大規模といわれる野外音楽堂「スペランツア」を建設し、音楽好きの若者が宿泊しながら自由に音楽練習ができる宿泊環境や練習スタジオを整備した音楽研修施設も近隣地に建設した。また、平成8年には町の中心に、邑智郡の文化拠点である「悠邑ふるさと会館」が建設され、続けて平成10年には、博物館、録音スタジオ、ホテル、レストラン、プールを完備した「かわもと音戯館（おとぎかん）」も完成した。これらの施設の整備により「音楽の町」としての要素が備い、本町では様々な音楽、演劇、文化公演を開催してきた。

しかしながら、悠邑ふるさと会館及びかわもと音戯館は建築以降10数年が経過し、施設や設備の老朽化が深刻な課題である。今後計画的な修繕を行っていく必要がある。

② 文化財の保護

本町の町指定文化財としては、建造物3件・古文書2件・天然記念物1件・史跡1件の計7件があり、島根県指定有形文化財として建造物1件がある。

また、中世城跡として温湯城をはじめ多くの城跡があり、中でも小笠原氏最後の居城であった丸山城跡は、平成4年度から発掘調査を行い、平成11年度には「丸山城跡整備保存活用整備審議会」から、具体的な整備活用の答申が出された。今後は、この答申に基づき、地域住民の意向も取り入れながら、美しい景観整備と地域文化の振興に向けた活用を目指すために、豊かな地域づくりに努める必要がある。丸山城跡は町の指定文化財になっており、歴史的価値は高く評価されている。適正な管理と整備に努めるため島根県指定史跡の指定に向けて周辺調査を実施している。今後、県指定史跡を目指して、調査・資料収集を行い、関係機関への働きかけを進める必要がある。

本町には、これら以外にも歴史的背景に基づく多くの文化遺産が残されており、学術的な調査研究を精力的に進め、保存を図るために専門的知識を有する人材を養成し、文化財に対する住民の認識を深めていくとともに、学校教育や社会教育の現場で学習教材として町の文化財を有効に活用していく必要がある。

(2) その対策

① 地域文化

- 広域的な文化振興の拠点である「悠邑ふるさと会館」を活用し、次の事業を積極的に推

進する。

- ・見て聞いて楽しむ文化事業

優れた芸能・芸術に触れる機会の提供を目的とした招聘事業により、住民の要望に応えるよう有名な音楽家や芸能人・文化人を招致し、生の芸術や文化に接する機会を拡充する。

- ・ワークショップ文化事業

国内外のアーティストを招き、ともに一つの物事を創造することにより地域住民の感性を育てる。

- ・わたしが主役の文化事業

広域的な交流を概念に持ちながら、地域住民が舞台に立つことへの支援を行い、地域住民参加型の公演を計画的・継続的に開催し、出演する人、観る人が感動を共有体験することにより、次世代へ本町のすばらしさを継承する。また、“町が好き”という「心の定住」を親・子・教育者に育てる。

- 町内各施設と連携した活用を積極的に図り、音楽の町として個性ある地域文化の振興・育成に取り組み、個性豊かな魅力のある町づくりを推進する。本町だけを対象にするではなく、広域的な視点に立ち地域・世代間の交流も行い、その中心となる本町のステータスを上げる。
- 文化関係団体の強化育成に努めるとともに、文化祭や展示会を実施し、発表の機会をつくり創作活動を旺盛にし、サークル活動等の活性化を図る。
- 郷土芸能や民俗芸能等の伝統芸能は、貴重な文化遺産であるので定期的な公演を開催して、普及に努めながら伝統後継者の育成に向けて、幼児期からの音楽・郷土芸能教育に取り組みを図る。
- かわもと音戯館の指定管理委託により、民間のノウハウを活用してホテル、レストラン、プール等の既存の施設機能を活かした事業展開を行い、「緑にこだます音楽の里」川本町のシンボルとして、地域文化を創出する施設として活用する。
- 老朽化に伴う悠邑ふるさと会館、かわもと音戯館の施設・設備改修を計画的に行う。

② 文化財の保護

- 平成11年度に答申のあった、町指定文化財丸山城跡の整備活用計画を具体的に実施し、地域文化の振興と観光資源となる文化財の活用を目的に整備を図る。
- 町指定文化財丸山城跡について、適正な管理と整備に努めるため、島根県指定史跡を目指した働きかけを進める。
- 地域に埋もれた文化遺産については、発掘・調査に努め、有形・無形を問わず大切に記録し保存を行う。
- 町内の旧家等にある古文書を記録・整理保存し、住民の調査・研究の要望に向けて活用

する史料として整備する。

- 生活の急速な近代化によって失われつつある、生活用具や民族資料の収集と、保存に努める。
- 本町の歩みを知るための、古文書や伝承物の調査・収集、文化遺産の保存・記録を正しく後世に伝えていくため、公民館活動の古文書教室や歴史研究会などの活動を積極的に支援する。
- 生涯学習と連動した講座や教室の開催など広報・啓発活動の充実を図る。

(3)計画

地域文化の振興に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7.地域文化の振興	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設 (2)過疎地域自立促進特別事業	音楽施設改修事業 文化振興事業 かわもと音戯館活用事業	川本町 川本町 川本町	

9. 集落の整備

(1) 現状と問題点

これまでの「集落」は、地域住民の生きがいを高めるふれあいや地域問題解消及び共同生活を営むことによって円滑に維持されてきた。近年、若者の流出によって過疎化・高齢化が進行し、「集落」における連帯意識や人間関係が希薄化しており、集落機能の低下が著しく将来に大きな問題を投げかけている。

地域と行政が役割分担をしながら、「集落」においてこれまで育んできた連帯感や人間関係を維持・活性化し、地域での積極的な活動がまちづくりに結びつくように、自治意識の高揚を図る必要がある。また、地域活動活性化のために、まちづくりのリーダーを発掘し、養成のための場と機会を確保する必要もある。

そこで、地域住民が暮らしやすい快適な生活環境と地域づくりに取り組むため、集落支援員等を公民館単位に設置し、新たな地域コミュニティの拠点として位置づけ、地域課題を話し合い、それを解決していくための知恵を持ち寄り、世代間の調和をとりながら、地域住民が主体となり、自信と誇りを持って暮らせる集落を育成していく必要がある。

また、本町では、深刻な人口減少を食い止めるため、平成20年度から町をあげて定住対策に取り組むこととし、平成22年度国勢調査人口4,000人を目指す、「キープ4,000プロジェクト」に取り組んできた。死亡等の自然的要因による人口減少は大きく、目標の4,000人を達成することは困難であるが、この間多くのU Iターン者を地域に迎え入れることができた。しかしながら、特にIターン者については、地域の環境に慣れることができなかつたり、定職につくことが出来ない等の理由で、定住することが困難となる事例もあり、今後は平成21年度から設置している定住コーディネーター等の人材を活用し、事前相談とフォローアップのより一層の強化が必要である。

また、住環境対策として、平成20年度から空き家バンク事業や空き家改修助成、県有資源を活用した定住促進住宅の整備等に取り組んでいる。空き家バンク事業は、入居希望者と空き家所有者が直接契約を行うものであるが、契約に関する知識の不足やお互いの認識の相違によりトラブルが発生するようなケースもあり、専門的な知識を有する宅建事業者等と連携した空き家バンク事業の仕組みづくりが必要である。

(2) その対策

- 町内に存在する既存資源を活用し、定住促進住宅としての整備を行う。
- 公的業務や地域活動の担い手となる組織の設立支援や組織強化支援を行い、将来的に地域を担う組織の育成を図る。
- 集落支援員や地域おこし協力隊を活用し、公民館を拠点とした新たな地域コミュニティの再編を図る。

- 空き家バンク事業や空き家改修助成事業に引き続き取り組む。また、町内建築事業者や宅建有資格者等と連携した新たな空き家バンク事業の仕組みづくりを行う。
- 町有地を活用した分譲促進に積極的に取り組み、購入者への新たな助成制度の創設や分譲価格の見直し等を行う。
- 定住コーディネーターを設置し、U I ターン希望者への事前相談やフォローアップの充実を図るほか、川本町定住ポータルサイト等を活用した積極的な情報発信に取り組む。

(3)計画

集落の整備に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8.集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	定住促進住宅整備事業	川本町	
	(2)過疎地域 自立促進 特別事業	地域コミュニティ再生事業 空き家改修費助成事業 空き家を活用した定住促進事業 地域活動団体育成事業 定住コーディネーターの設置	川本町 川本町 川本町 川本町 川本町	

川本町過疎地域自立促進計画
平成22年度～平成27年度

(参考資料)

過疎地域自立促進市町村計画

(単位:千円)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					H22	H23	H24	H25	H26	H27	
1 産業の振興	(1)基盤整備										
	林業	造林事業	川本町	91,500	27,450	2,250	25,450	25,450	5,450	5,450	
	計			91,500	27,450	2,250	25,450	25,450	5,450	5,450	
	(8)観光又はレクリエーション	弥山荘チップボイラー導入事業	川本町	40,000		40,000					
	計			40,000	0	40,000	0	0	0	0	
	(9)過疎地域自立促進特別事業										
	エゴマ産地育成事業	川本町	15,680	680	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	拡充
	商店活性化支援事業	民間等	52,133	7,133	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	拡充
	雇用定住人材確保事業	川本町	22,000	12,000	10,000						新規
	農地流動化助成事業	川本町	7,195	1,795	1,800	1,800	1,800				継続
	企業立地支援事業	民間等	20,000	10,000	10,000						新規
	みどりの担い手育成事業	森林組合	3,492	582	582	582	582	582	582	582	継続
	森林整備地域活動支援交付金	森林組合等	14,627	9,627	5,000						新規
	農地・水・環境保全向上対策	集落等	4,114	2,057	2,057						継続
	有害鳥獣対策	川本町	29,144	4,144	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	継続
	計		168,385	48,018	46,439	19,382	19,382	17,582	17,582	17,582	
	小計		299,885	75,468	88,689	44,832	44,832	23,032	23,032	23,032	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)		168,385	48,018	46,439	19,382	19,382	17,582	17,582	17,582	
	過疎債ソフト分実施事業分		45,200	2,300	9,300	9,300	9,300	7,500	7,500	7,500	
	過疎債ソフト分基金積立分										
	基金取崩分										
2 交通通信体系 の整備、情報化及 び地域間交流の 推進	(1)市町村道										
	道路	道路改良工事 中倉日向線	川本町	783,000	94,000	110,000	150,000	150,000	150,000	129,000	
		道路雪寒事業 因原飛渡線	川本町	38,000	38,000						
	計		821,000	132,000	110,000	150,000	150,000	150,000	129,000	129,000	
	(2)農道	大邑農道整備事業(第3期)	島根県	37,695	2,100	12,600	10,500	12,495			
	計		37,695	2,100	12,600	10,500	12,495	0	0	0	
	(3)林道	林道川本布施線整備事業	島根県	5,200	5,200						
	計		5,200	5,200	0	0	0	0	0	0	
	(10)過疎地域自立促進特別事業										
	FTTH基盤活用事業	川本町	75,000		15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	新規
	交流促進事業	川本町	5,259	259	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	拡充
	生活バス対策事業	川本町	2,100	350	350	350	350	350	350	350	継続
	生活バス路線確保対策事業	民間等	47,337	10,245	9,092	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	継続
	生活交通対策事業	民間等	16,758		4,358	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	新規
	計		146,454	10,854	29,800	26,450	26,450	26,450	26,450	26,450	
	小計		1,010,349	150,154	152,400	186,950	188,945	176,450	155,450	155,450	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)		146,454	10,854	29,800	26,450	26,450	26,450	26,450	26,450	
	過疎債ソフト分実施事業分		57,200	0	12,400	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	

過疎地域自立促進市町村計画

(単位:千円)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					H22	H23	H24	H25	H26	H27	
	過疎債ソフト分基金積立分										
	基金取崩分										
3 生活環境の整備	(1)水道施設										
	簡易水道	増補改良事業	川本町	123,300		16,500		59,900	46,900		
		基幹改良事業	川本町	200,300		19,700	74,200	53,200	53,200		
		簡易水道施設統合整備事業	川本町	90,000						90,000	
	その他	飲料水供給施設整備事業	川本町	4,000	1,500	500	500	500	500	500	
	計			417,600	1,500	36,700	74,700	113,600	100,600	90,500	
	(2)下水道処理施設										
	その他	合併処理浄化槽設置補助事業	川本町	44,760	7,460	7,460	7,460	7,460	7,460	7,460	
	計			44,760	7,460	7,460	7,460	7,460	7,460	7,460	
	(4)消防施設										
(6)過疎地域自立促進特別事業		消防救急デジタル無線整備	江津邑智消防組合	77,012			19,253	19,253	19,253	19,253	
		小型ポンプ積載車整備	川本町	61,000	16,000	15,000	15,000	15,000	15,000		
		防火水槽整備事業	川本町	30,000				10,000	10,000	10,000	
	計			168,012	16,000	15,000	34,253	44,253	29,253	29,253	
	(6)過疎地域自立促進特別事業										
		地球温暖化防止対策推進事業	川本町	2,500			1,000	500	500	500	新規
	計			2,500	0	0	1,000	500	500	500	
	(7)その他										
		河川浄化対策事業	川本町	6,618	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	
		急傾斜地崩壊防止施設改築事業	島根県	10,000	1,000	3,000	3,000	3,000			
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		防犯パトロール車整備事業	川本町	6,000	3,000	3,000					
	計			22,618	5,103	7,103	4,103	4,103	1,103	1,103	
	小計			655,490	30,063	66,263	121,516	169,916	138,916	128,816	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)			2,500	0	0	1,000	500	500	500	
	過疎債ソフト分実施事業分			2,500	0	0	1,000	500	500	500	
	過疎債ソフト分基金積立分										
	基金取崩分										
	(7)過疎地域自立促進特別事業										
		介護予防事業	実施事業者	88,948	14,823	14,825	14,825	14,825	14,825	14,825	継続
		地域活動・子育て支援事業	川本町	30,336	5,336	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	継続
5 医療の確保	計			119,284	20,159	19,825	19,825	19,825	19,825	19,825	
	小計			119,284	20,159	19,825	19,825	19,825	19,825	19,825	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)			119,284	20,159	19,825	19,825	19,825	19,825	19,825	
	過疎債ソフト分実施事業分			18,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	過疎債ソフト分基金積立分										
	基金取崩分										
(3)過疎地域自立促進特別事業											
	在宅当番医制運営委託	医師会		18,594	3,099	3,099	3,099	3,099	3,099	3,099	継続

過疎地域自立促進市町村計画

(単位:千円)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					H22	H23	H24	H25	H26	H27	
		地域医療体制確保事業	医療機関	254,354	28,342	50,328	43,921	43,921	43,921	43,921	継続
	計			272,948	31,441	53,427	47,020	47,020	47,020	47,020	
小計				272,948	31,441	53,427	47,020	47,020	47,020	47,020	
(うち過疎地域自立促進特別事業分)				272,948	31,441	47,020	47,020	47,020	47,020	47,020	
過疎債ソフト分実施事業分				36,500	10,000	3,600	4,100	4,600	7,100	7,100	
過疎債ソフト分基金積立分											
基金取崩分											
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設										
校舎	中学校教室棟補強工事	川本町	45,780				45,780				
	小学校大規模改修工事	川本町	20,000		20,000						
屋内運動場	小学校屋体補強工事	川本町	79,380		79,380						
	中学校屋体補強工事	川本町	45,780				45,780				
スクールバス・ポート	スクールバス購入	川本町	40,000	20,000	20,000						
	スクールバス車庫整備事業	川本町	30,000		30,000						
給食施設	学校給食センター整備	川本町	207,000		7,000	200,000					
計			467,940	20,000	156,380	245,780	45,780	0	0		
(4)過疎地域自立促進特別事業											
	スクールバス運行事業	川本町	116,700	18,350	18,350	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	継続
			<11,500>	<11,500>							
	島根中央高校教育振興助成事	川本町	83,912	8,912	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	拡充
計			200,612	27,262	33,350	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	
小計			668,552	47,262	189,730	280,780	80,780	35,000	35,000	35,000	
(うち過疎地域自立促進特別事業分)			200,612	27,262	33,350	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	
過疎債ソフト分実施事業分			70,700	7,200	12,700	12,700	12,700	12,700	12,700	12,700	
過疎債ソフト分基金積立分			11,500	11,500							
基金取崩分			11,500		2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	
7 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等										
	地域文化振興施設	音楽施設改修事業	川本町	10,000	5,000	5,000					
	計		10,000	5,000	5,000	0	0	0	0	0	
(2)過疎地域自立促進特別事業											
	文化振興事業	川本町	36,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	継続
	かわもと音戯館活用事業	川本町	150,135	40,135	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	拡充
計			186,135	46,135	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	
小計			196,135	51,135	33,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	
(うち過疎地域自立促進特別事業分)			186,135	46,135	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	
過疎債ソフト分実施事業分			80,000	25,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	
過疎債ソフト分基金積立分											
基金取崩分											
8 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備										
	定住促進住宅整備事業	川本町	260,512	23,512	57,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	

過疎地域自立促進市町村計画

(単位:千円)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度区分						備考
					H22	H23	H24	H25	H26	H27	
	計			260,512	23,512	57,000	45,000	45,000	45,000	45,000	
	(2)過疎地域自立促進特別事業										
	地域コミュニティ再生事業	川本町	川本町	36,400		7,280	7,280	7,280	7,280	7,280	新規
	空き家改修費助成事業	川本町	川本町	6,300	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	継続
	空き家を活用した定住促進事業	川本町	川本町	2,460		1,060	700	700			新規
	地域活動団体育成事業	川本町	川本町	25,000		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	新規
	定住コーディネーターの設置	川本町	川本町	21,006	3,506	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	継続
	計			91,166	4,556	17,890	17,530	17,530	16,830	16,830	
	小計			351,678	28,068	74,890	62,530	62,530	61,830	61,830	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)			91,166	4,556	17,890	17,530	17,530	16,830	16,830	
	過疎債ソフト分実施事業分			32,400	0	7,000	6,700	6,700	6,000	6,000	
	過疎債ソフト分基金積立分										
	基金取崩分										
	総計			3,574,321	433,750	678,224	791,453	641,848	530,073	498,973	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)			1,187,484	188,425	222,324	194,207	193,707	191,207	191,207	
	過疎債ソフト分実施事業分			342,500	47,500	59,000	59,000	59,000	59,000	59,000	
	過疎債ソフト分基金積立分			11,500	11,500	0	0	0	0	0	
	基金取崩分			11,500	0	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	

平成22年度 概算事業計画

(単位:千円)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	財源内訳				一般財源
					国 庫 支出金	県 支出金	地方債	その他特定財源	
							過疎債		基金取崩分
1 産業の振興	(1)基盤整備								
	林業	造林事業	川本町	27,450		1,360		25,200	890
	計			27,450	0	1,360	0	25,200	0
	(9)過疎地域自立促進特別事業								
	エゴマ産地育成事業	川本町	680			600	600		80
	商店活性化支援事業	民間等	7,133		2,535				4,598
	雇用定住人材確保事業	川本町	12,000						12,000
	農地流動化助成事業	川本町	1,795			1,700	1,700		95
	企業立地支援事業	民間等	10,000						10,000
	みどりの担い手育成事業	森林組合	582						582
	森林整備地域活動支援交付金	森林組合等	9,627	7,000	1,313				1,314
	農地・水・環境保全向上対策	集落等	2,057	129					1,928
	有害鳥獣対策	川本町	4,144		3,100				1,044
	計			48,018	7,129	6,948	2,300	2,300	0
	小 計	—	—	75,468	7,129	8,308	2,300	2,300	25,200
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	48,018	7,129	6,948	2,300	2,300	0
	基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	(1)市町村道								
	道路	道路改良工事 中倉日向線	川本町	94,000	65,800		28,200	28,200	
		道路雪寒事業 因原飛渡線	川本町	38,000	22,800		15,200	15,200	
	計			132,000	88,600	0	43,400	43,400	0
	(2)農道	大呂農道整備事業(第3期)	島根県	2,100		2,100			
		計		2,100	0	0	2,100	0	0
	(3)林道	林道川本布施線整備事業	島根県	5,200		5,200			
		計		5,200	0	0	5,200	0	0
	(10)過疎地域自立促進特別事業								
	生活バス対策事業	川本町	350						350
	生活バス路線確保対策事業	民間等	10,245		880				9,365
	計			10,595	0	880	0	0	9,715
	小 計	—	—	149,895	88,600	880	50,700	43,400	0
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	10,595	0	880	0	0	9,715
	基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—
3 生活環境の整備	(1)水道施設								
	その他	飲料水供給施設整備事業	川本町	1,500					1,500
	計			1,500	0	0	0	0	1,500

平成22年度 概算事業計画

(単位:千円)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	財源内訳					一般財源 基金取崩分
					国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	其 他 特 定 財 源	過疎債	
	(2)下水道処理施設									
	その他	合併処理浄化槽設置補助事業	川本町	7,460	2,486					4,974
	計			7,460	2,486	0	0	0	0	4,974
	(4)消防施設	小型ポンプ積載車整備	川本町	16,000	11,200		4,800	4,800		
	計			16,000	11,200	0	4,800	4,800	0	0
	(7)その他									
		河川浄化対策事業	川本町	1,103		550				553
		急傾斜地崩壊防止施設改築事業	島根県	1,000						1,000
		防犯パトロール車整備事業	川本町	3,000	2,100					900
	計			5,103	2,100	550	0	0	0	2,453
	(10)過疎地域自立促進特別事業	交流促進事業	川本町	259		129				130
	計			259	0	129	0	0	0	130
	小 計	—	—	30,322	15,786	679	4,800	4,800	0	9,057
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	259	0	129	0	0	0	130
	基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 高齢者等の保健 及び福祉の向上及 び増進	(7)過疎地域自立促進特別事業									
		介護予防事業	実施事業者	14,823			3,000	3,000	10,620	
		地域活動・子育て支援事業	川本町	5,336		3,286				2,050
	計			20,159	0	3,286	3,000	3,000	10,620	0
	小 計	—	—	20,159	0	3,286	3,000	3,000	10,620	0
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	20,159	0	3,286	3,000	3,000	10,620	0
	基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業									
		在宅当番医制運営委託	医師会	3,099					2,541	
		地域医療体制確保事業	医療機関	28,342			10,000	10,000		18,342
	計			31,441	0	0	10,000	10,000	2,541	0
	小 計	—	—	31,441	0	0	10,000	10,000	2,541	0
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	31,441	0	0	10,000	10,000	2,541	0
	基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設									
	スクールバス・ボート	スクールバス購入	川本町	20,000	14,000		6,000	6,000		
	計			20,000	14,000	0	6,000	6,000	0	0
	(4)過疎地域自立促進特別事業									
		スクールバス運行事業	川本町	18,350					4,300	
		島根中央高校教育振興助成事業	川本町	20,412			18,700	18,700		1,712
	計			38,762	0	0	18,700	18,700	4,300	0
										15,762

平成22年度 概算事業計画

(単位:千円)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	財源内訳					一般財源 基金取崩分
					国 庫 支出金	県 支出金	地方債	過疎債		
	小 計	—	—	58,762	14,000	0	24,700	24,700	4,300	0 15,762
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	38,762	0	0	18,700	18,700	4,300	0 15,762
	基金積立分	—	—	11,500	—	—	11,500	11,500	—	—
7 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等									
	地域文化振興施設	音楽施設改修事業	川本町	5,000						5,000
	計			5,000	0	0	0	0	0	5,000
	(2)過疎地域自立促進特別事業									
	文化振興事業	川本町	6,000				6,000	6,000		
	かわもと音戯館活用事業	川本町	40,135				19,000	19,000	20,159	976
	計			46,135	0	0	25,000	25,000	20,159	976
	小 計	—	—	51,135	0	0	25,000	25,000	20,159	0 5,976
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	46,135	0	0	25,000	25,000	20,159	0 976
	基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備									
	定住促進住宅整備事業	川本町	23,512	7,500			13,300	13,300		2,712
	計			23,512	7,500	0	13,300	13,300	0	0 2,712
	(2)過疎地域自立促進特別事業									
	空き家改修費助成事業	川本町	1,050		525					525
	定住コーディネーターの設置	川本町	3,506							3,506
	計			4,556	0	525	0	0	0	4,031
	小 計	—	—	28,068	7,500	525	13,300	13,300	0	0 6,743
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	4,556	0	525	0	0	0	4,031
	基金積立分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計			445,250	133,015	13,678	133,800	126,500	62,820	0 101,937
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	199,925	7,129	11,768	59,000	59,000	37,620	0 84,408
	基金積立分	—	—	11,500	—	—	11,500	11,500	—	—

事業計画(平成22年度～平成27年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	○エゴマ産地育成事業 エゴマの作付け支援を行うことにより、産地の拡大化を図る。	川本町	
		○商店活性化支援事業 空店舗活用費用を補助や後継者の育成等を行い、商店街の賑わい創出と地域経済の活性化を図る。	民間等	
		○雇用定住人材確保事業 町内事業所の新たな雇用と町内への定住者確保を支援することにより、必要な人材の確保と地域の活性化を図る。	川本町	
		○農地流動化助成事業 農地の賃借権を設定した扱い手に助成することにより、農地の荒廃化を防ぎ、扱い手の育成確保を図る。	川本町	
		○企業立地支援事業 町内に事業所を新設・増設した企業等に対する支援を行い、地域経済の発展と活性化、雇用機会の拡大を図る。	民間等	
		○みどりの扱い手育成事業 林業労働者の雇用を支援することにより、雇用の確保・拡大と若年層の林業の扱い手育成を図る。	森林組合	
		○森林整備地域活動支援交付金 森林育成調査、作業道開設などを行うために必要な活動に対して交付金を交付し、森林が持つ多面的機能の活性化を図る。	森林組合等	
		○農地・水・環境保全向上対策 農村環境の保全に地域ぐるみで取り組む活動に交付金を交付する。	集落等	
		○有害鳥獣対策 集落点検や対策モデルの構築などに集落と行政が一体的に取り組み、効果的な対策を進める。	川本町	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10)過疎地域自立促進特別事業	○FTTH基盤活用事業 町内全域に整備した光通信基盤を活用し、テレビ、インターネット等のサービス提供を行い、住民生活の利便性を図る。	川本町	
		○交流促進事業 地域資源を活用した田舎体験プログラムや田舎ツーリズム実践者への研修会等を行い、新たな扱い手の育成を行う。	川本町	
		○生活バス対策事業 民間バス利用者に利用券を発行し、生活バスの利用拡大と町民の外出機会の拡大を図る。	川本町	
		○生活バス路線確保対策事業 路線バスの運行支援を行うことにより、地域住民の生活交通手段の維持確保を図る。	民間等	
		○生活交通対策事業 公共交通の空白地域等にタクシー事業者による乗合タクシー及び福祉タクシー補助制度を設け、高齢者障害者の外出を支援する。	民間等	
3 生活環境の整備	(6)過疎地域自立促進特別事業	○地球温暖化防止対策推進事業 住民・事業者・行政との協働により啓発活動等を実施し、温室効果ガス排出の削減を図る。	川本町	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7)過疎地域自立促進特別事業	○介護予防事業 ミニデイサービス、転倒予防教室、介護予防教室を開催するなど、高齢者の介護予防の充実を図る。	実施事業者	
		○地域活動・子育て支援事業 特別保育の拡充や子育てサポートセンター充実を図り、地域をあげての子育て支援に取り組む。	川本町	
5 医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業	○在宅当番医制運営委託 郡内の医療機関に休日当番の割り当てを依頼し、休日診療の確保を図る。	邑智郡 医師会	
		○地域医療体制確保事業 邑智郡の中核的な病院である公立邑智病院等の運営支援を行い、地域医療の確保を図る。	医療機関	
6 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	○スクールバス運行事業 スクールバスの運行を行い、児童生徒の通学及び生活交通の手段を確保する。	川本町	
		○島根中央高校教育振興助成事業 生徒の学力の向上や部活動の強化のための支援や通学費等の助成を行い、地元高校の魅力向上と将来を担う人材育成を図る。	川本町	

7 地域文化の振興等	(2)過疎地域自立促進特別事業	○文化振興事業 悠邑ふるさと会館を活用し、様々な招聘イベントや住民参加型イベントを開催し、地域文化の振興を図る。	川本町	
		○かわもと音戯館活用事業 かわもと音戯館を活用し、音楽、芸術の振興を図り、ホテル、レストラン、ブル等の施設機能を活かして利用者の健康増進を図る。	川本町	
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	○地域コミュニティ再生事業 集落支援員の各地域への配置や、地域リーダー育成の為の研修会を行い、地域コミュニティの再生と集落の維持活性化を図る。	川本町	
		○空き家改修費助成事業 空き家を定住希望者に貸し出す際に必要な改修費の助成を行い、空き家の有効活用と定住人口の拡大を図る。	川本町	
		○空き家を活用した定住促進事業 町内建築事業者等の組織の設立を支援し、空き家バンク事業の担い手としての仕組みを構築する。	川本町	
		○地域活動団体育成事業 公的業務や地域活動の担い手となる組織の設立を支援し、将来的に地域を担う組織の育成を図る。	川本町	
		○定住コーディネーターの設置 UIターン希望者の相談対応や定住者のフォローアップを行う定住コーディネーター1名を配置し、定住人口の拡大を図る。	川本町	